

# 経 済 港 湾 委 員 会 記 録

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和6年9月18日（水）午前10時0分～午後2時3分 |
| 2. 会議の場所   | 第4委員会室                     |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                     |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                     |

## 協議事項

（経済観光局）

1. 第60号議案 神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件
2. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
3. 報 告 市債の放棄について（関係分）
4. 報 告 「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取り組み状況について
5. 報 告 「おいしい神戸産農産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

（文化スポーツ局）

1. 請願第2号 こども基本法、スポーツ基本法等の理念を行かす施策の実施を求める請願
2. 陳情第95号 王子プールの建設を求める陳情
3. 陳情第96号 王子プールの存続を求める陳情
4. 陳情第97号 王子プール解体撤去の見直しを求める陳情
5. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
6. 報 告 「新・神戸文化ホール整備基本計画」の増補案について

（港湾局）

1. 報 告 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
2. 報 告 市債権の放棄について（関係分）
3. 報 告 工事請負契約の締結について（関係分）

## 出席委員（欠は欠席委員）

委員長 欠大かわら 鈴子

副委員長 宮 田 公 子

委 員 のまち 圭 一

住本 かずのり

壬 生 潤

委員外議員 味口 としゆき

木戸 さだかず

河 南 忠 和

上 原 みなみ

あわはら 富夫

朝 倉 えつ子

松本 しゅうじ

## 議 事

(午前10時0分開会)

○副委員長(宮田公子) ただいまから経済港湾委員会を開会いたします。

本日は9月13日の本会議で本委員会に付託されました議案及び請願の審査のほか、陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、大かわら委員長より、病氣療養のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日は副委員長の私が委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

次に、委員の定席についてであります。会派構成の変更に伴い、お手元に配付いたしております定席表のとおりといたしたいと存じますので、御了承願います。

次に、本日の協議事項についてであります。追加協議事項を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん、つなぐさん及び上原議員から、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(宮田公子) 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第2号につきましては、文化スポーツ局の審査の冒頭に、紹介議員である味口議員に御出席いただき、請願の趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(宮田公子) それでは、さよう決定いたしました。

次に、請願第2号並びに陳情第95号、陳情第96号及び陳情第97号につきましては、請願者及び陳情者から口頭陳述の申出がありますので、

紹介議員の趣旨説明の後に、口頭陳述を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(宮田公子) それでは、さよう決定いたしました。

(経済観光局)

○副委員長(宮田公子) それでは、これより経済観光局関係の審査を行います。

それでは議案1件及び報告事項4件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○大畑経済観光局長 おはようございます。経済観光局長の大畑でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、議案1件、報告4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

お手元の経済港湾委員会資料の1ページを御覧ください。

第60号議案神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件は、研修室や臨海休養広場などの使用許可や使用料に関する事項を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため、提

案しているものでございます。

11ページに説明資料を添付しておりますので、11ページを御覧ください。

水産体験学習館については、現在、施設の老朽化に伴う安全対策工事のため休止中ですが、令和7年度より施設の再開を予定しております。再開に当たりましては、利用率の低い研修室や臨海休養広場などの使用許可や使用料に関する事項を廃止し、水産体験学習や憩いの場としての機能を拡充することで、より一層学習館の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

12ページを御覧ください。

令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、経済観光局関係分でございます。なお、金額の100万円未満は省略をさせていただきます。

一般会計予算繰越明許費、第7款商工費、第1項商工振興費では、国際展示場の改修など9項目を、第2項貿易観光費では、休憩キャビン設計・施工業務など6項目を、令和6年度へ繰り越しいたしました。

13ページを御覧ください。

第8款農政費、第2項農政総務費では、こうべ再生リン利用促進事業など4項目を、第3項生産振興費では、漁港施設等の改修など5項目を、第4項農林土木費では、ため池調査計画など2項目を令和6年度へ繰り越しいたしました。

繰越額の合計は、最下段でございます17億3,900万円、主な繰越理由は工程調整などでございます。

14ページを御覧ください。

市場事業費予算繰越明許費、第1款事業費、第3項施設整備費では、市場施設整備で合計1,500万円を令和6年度へ繰り越しいたしました。繰越理由は工程調整のためでございます。

15ページを御覧ください。

食肉センター事業費予算繰越明許費、第1款事業費、第3項施設整備費では、換気設備改修で500万円を令和6年度へ繰り越しいたしました。繰越理由は、工程調整のためでございます。

16ページを御覧ください。

次に、市債権の放棄につきまして、経済観光局関係分を御説明いたします。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行ったもので、令和5年4月から令和6年3月までの実施分でございます。なお、金額の1万円未満は省略させていただきます。

(1)市場事業費、市場償還金につきましては、神戸市債権の管理に関する条例第16条第1号事由により、合計10件、46万円を放棄するものでございます。

17ページを御覧ください。

「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取組状況について御報告申し上げます。

1. 地場産品等の優先活用についての主な施策につきましては、市主催のイベントなどにおいて、神戸の地場産品などの展示・提供を行ったほか、ふるさと納税の返礼品として登録数の増加を図りました。

2. 地場産品などに接することができる場の提供。

(1)ファッション文化の啓発。

2023年が1973年のファッション都市宣言から50周年に当たることから、記念事業を展開し、神戸のファッション文化を体験できるプログラムを実施いたしました。

そのほか、(2)国内外への情報発信。

①神戸の地場産業を紹介するパンフレットや神戸市ウェブサイト、大学の講義などで情報発信を行いました。

②首都圏における神戸ブランドの魅力発信について、灘の酒試飲イベントを通じて神戸ブランドの魅力と新たな楽しみ方を発信しました。

18ページを御覧ください。

③メディアを活用した情報発信では、神戸コレクションにおいて、神戸シューズ・真珠・灘の酒などをPRしたほか、ウェブ・SNS等による集中的な情報発信としてKobe City Cruise Weeksを実施し、神戸ファッションの魅力紹介などを行いました。

④清酒の魅力発信について、灘の酒蔵活性化プロジェクトでは、ツーリズムEXPOジャパンへの出展による国内外の旅行業者に灘の酒の魅力を紹介したほか、ラッピング電車や駅の広告掲出、EKIZO三宮での飲食店フェアなどを実施いたしました。

さらに、灘の酒蔵探訪として、灘五郷酒造組合・にしのみや観光協会と連携し、酒蔵など15カ所を巡るスタンプラリーなどを実施したほか、10月1日の日本酒の日にあわせて、フラワーロードにおいて道路バナーの掲出によるPRを行いました。

⑤洋菓子の魅力発信について、神戸洋菓子フェスタなどのイベントを通じて魅力の発信を行ったほか、神戸スイーツの魅力を発信する冊子を作成し、観光案内所で配布・PRをしました。

19ページを御覧ください。

⑥ケミカルシューズの魅力発信について、神戸産の靴を製造する事業者のインタビュー記事を掲載したホームページを作成したほか、くつつ子まつりなどのイベントを通じて認知度向上のための魅力発信を行いました。

⑦アパレルの魅力発信について、神戸発のキッズアパレルブランドのファッションショーを開催し、神戸のファッションのPRを行いました。

### 3. ブランド化推進の取り組みについての主な施策。

(1)神戸ブランド魅力向上補助といたしまして、神戸のファッション産業分野において、新たな取り組みや、地域ブランド力の向上を目的とした総合的な取組を支援いたしました。

### 4. イノベーション創出・人材育成および新たな市場開拓等支援に関する主な政策。

(1)人材育成といたしまして、①神戸でアパレルを学ぶ学生への支援について、協力店舗と連携し、まち全体で市内のアパレル関係の専門学校生などを応援する仕組みづくりを行いました。

②ファッション美術館での人材育成について、服飾を学ぶ学生などを主な対象に展示解説・服飾講座を行いました。

20ページを御覧ください。

③業界団体主体の人材育成に関する支援について、業界団体等が行う人材育成に対して、補助金などの支援を行いました。

### (2)新たな市場の開拓・販売促進の支援。

①真珠の販路開拓に関する支援では、神戸の国際的な真珠取引の拠点化と神戸真珠のブランド強化に向けた国際入札会などの開催を支援いたしました。

②ケミカルシューズの販路開拓に関する支援として、展示会・販売会の開催のほか、楽天ウェブサイトで神戸シューズの販売を支援しました。

21ページを御覧ください。

### 5. 市の他の政策との連携。

(1) 観光施策と連携した日本遺産の活用について、日本遺産伊丹諸白と灘の生一本のストーリーを活用して、デジタルスタンプラリーやイベント出展を行いました。

(2) 海外事務所等と連携した海外PRについて、Kobe International Clubを通じ、神戸ブランドを海外に向けてPRしました。また、天津神戸友好都市50周年を記念して、現地にてファッション産業関連商品の展示・販売会を行い、情報発信、認知度向上を図りました。

なお、22ページから23ページには、条例の本文を掲載しております。

24ページを御覧ください。

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取組状況について御説明申し上げます。

1. 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策。

(1) ファーマーズマーケットの開催について。

東遊園地などにおけるEAT LOCAL KOBE FARMERS MARKETのほか、地域の個性に合わせたマーケットを開催いたしました。

(2) 農漁業体験への支援について。

地域団体等が主体的に取り組む、稲作体験・野菜栽培体験などの農漁業体験イベントに対して支援を行いました。

2. 啓発活動等についての主な施策については、市内の小売店や量販店、イベントにおける農水産物のPR販売を行うとともに、垂水漁港における漁業デーの開催をPRし、水産物の販売促進に努めました。

また、神戸産の花をPRし、消費拡大につなげるため、街の彩ガーデンとして、西神中央駅や市役所等に花のディスプレイを設置いたしました。

25ページを御覧ください。

3. 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策。

(1) 生産拡大に関する取組について。

農業生産資材等の価格高騰対策及び資源循環型農業の推進に向け、市内農家に対して園芸用・水稲用に加え、新たに開発された山田錦用のこうべハーベストを提供するとともに、市内産堆肥の購入支援などを実施いたしました。

また、水産資源確保のため、種苗生産や放流を行いました。

(2) 農水産業等の担い手に対する支援といたしまして、地域の担い手となる認定農業者・集落営農組織に対し、農業用機械・設備の導入支援などを行うとともに、多様な担い手の育成として、神戸ネクストファーマー、果樹の就農学校に加え、新たに給食用野菜を育てるこうべ給食ファーマーの育成研修も開講いたしました。

また、集落ごとに5～10年後の農地の耕作者・後継者を明確化する地域計画の策定に向けて協議を進めました。

さらに、スマート農機の活用による集落の人手・労力不足の解消を目指し、新たにラジコン草刈り機の講習会の開催、竹チップパーシュレッダーの貸出しを実施いたしました。

26ページを御覧ください。

(3) 市内流通の促進について。

有機栽培や減化学肥料栽培、こうべ再生リンを配合した肥料・堆肥等により栽培された農産物

にBE K O B Eと表記する制度の運用を開始し、販売・PRの支援を行ったほか、神戸産農水産物の飲食店等での活用を促す神戸食材フェアを開催いたしました。

(4)生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策につきましては、神戸産農水産物の生産性の向上を図るため、国・県の補助事業等を活用し、生産基盤や漁港施設の整備に対する支援を行いました。

また、イノシシ・アライグマ等による農作物被害等を軽減するため、生産者・猟友会等と捕獲活動に取り組みました。

27ページを御覧ください。

5. 神戸産水産物等の優先利用についての主な施策につきましては、関係機関と連携し、安全で新鮮な神戸産野菜や米を学校給食へ供給し、地産地消を推進いたしました。

6. ブランド化の推進についての主な施策につきましては、BE K O B E農産物販促キャンペーンの実施や、PR資材の導入支援を行いました。

7. 他の施策との連携につきまして、主な施策は、(1)観光関連といたしまして、観光園芸協会と連携した観光農園及び貸農園のPRの実施、生産者と消費者をつなぐ付加価値の高い地産地消のコンテンツ造成に取り組んだほか、市内の生産者が集い、神戸の食の魅力を伝えるイベントBE K O B E収穫祭を初開催いたしました。

28ページを御覧ください。

(2)食育関連といたしまして、学校教育における神戸産農水産物の利用促進に努めるとともに、神戸産食材を使った料理教室や施設給食による食育イベントを開催いたしました。

また、都市部で農に触れる機会を創出するため、公園などでの果樹植栽や農園づくりの実証実験などを実施いたしました。

8. 6次産業化の支援についての主な施策につきましては、6次産業化を進めるため、事業者と農漁業者のマッチングにつながる登録フォームを運用したほか、神戸産食材を使ったコラボ商品の開発を支援いたしました。

なお、29ページから31ページには、条例の本文を掲載しております。

以上、議案1件、報告4件につきまして一括して御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長（宮田公子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、第60号議案神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんか。

○委員（河南忠和） 60号議案に関しましてお伺いをいたします。今回改正して指定管理者制度を導入しようということだと思うんですが、今後のスケジュールを教えてください。

○椿野経済観光局局长 今後のスケジュールでございますが、今、委員からございましたように指定管理者制度を導入してございます。この今回の条例改正の議決をいただいた上で、速やかに指定管理者の公募を開始したいと考えてございます。

年内には指定管理者の候補を選定していきたいと考えてございまして、2月の議会で指定管理者の指定の議案を提出させていただき、指定管理者を決定し、令和7年度の早々に再開できるように目指していきたいと考えてございます。

○委員（河南忠和） 年末までということでありましたけども、できるだけ幅広くいろんな事業者

が手を挙げてくださるように、周知の徹底だけよろしくお願いいたします。

- 委員（住本かずのり） ちょっと確認なんですけど、条例改正しても引き続き水産体験学習館が研修室や臨海休養広場等を管理するということは変わらないと考えてよろしいですか。
- 樫野経済観光局局长 研修館なり、臨海休養広場のほうにつきましては、管理していただくという形で、貸館ということを廃止して、その事業目的達成に資するような事業に活用していただくということで考えてございます。
- 委員（住本かずのり） 今まで研修室とかは稼働が低いということで、特定の団体がずっと使っていたとか、そういう弊害があったと思うんですけど、新しく三井アウトレットがオープンして、そこが自由に使えることがないというふうに今考えてもよろしいんですか。
- 樫野経済観光局局长 これまでの利用としましては、例えば、ダンスやコーラス等の実施とか、アウトレットの関係者によりますと、その辺の店長の会議であったりというような利用がされてございました。今回は、そういった会議室といいますか、研修館としての利用としては、やめるということで、水産体験の事業の目的に資するような使い方を求めていきたいと考えてございます。
- 委員（住本かずのり） 今までも、臨海休養広場、いろいろ釣堀をしたりとか、また研修室はノリづくりの体験したりとか、子供の貴重なその水産体験の場となってきましたので、引き続きそういった場になりますようお願いしたいと思います。
- 委員（朝倉えつ子） 今の御質問と関連するんですけども、今回このリニューアルを予定して、休館施設設定している、貸館事業はやめるんですけども、それに代わるスペースっていうのはきちんと設置されるということなんでしょうか。
- 樫野経済観光局局长 このたびの条例改正で、今この研修室なり、臨海休養広場の貸館という形での利用というのは、お貸出しという形はしないんですが、今後選びます指定管理者によりまして、水産体験学習の目的に資するような使い方をしていただくということで考えてございます。
- 委員（朝倉えつ子） 今回、ちょっとお聞きをしたら、令和3年、4年も大体100件以上の方、団体の方たち、市民の方たちが利用されていると。年間50件くらい、周辺の地域の方が御利用されているということなんでしょうけれども、今回の条例改正について、貸館事業はやめるけれども、それによって困る方とかいらっしやらないのかなというのと、この利用されてる方たちには説明とか、御理解とかいただいているということなんでしょうか。
- 樫野経済観光局局长 実際、令和5年4月より休館してございます。ホームページ等で周知しているところでありますが、これまでもその貸館に関する苦情とか問合せということが入っておりませんので、貸館の需要というのは低いのかなと感じてございます。  
この条例改正に当たりまして、改めてヒアリングなどは行っておりませんが、貸館の需要が低いということで、周りにあります水産会館、例えば年金会館、垂水区文化センターなどのところで代替の機能が確保されているのかなと考えてございます。
- 委員（朝倉えつ子） 今後リニューアルされて、無償のエリアができるという点では、市民にとって、やっぱり気軽に利用できるスペースになるのかなと。なればいいなというふうに思っているんですけども、新たな指定管理、これからなんですけど、公募する際にも、条件として住民の方が使えるスペースをちゃんと付け加えていただければと思うんですけど、その点いかがでしょうか。
- 樫野経済観光局局长 特に、臨海休養広場といったところになりますと、独占的に使うような形

ではなくて、一般的な開放をしているような部分がございますので、その水産体験の学習に資するような使い方以外の場合は、そこで休憩していただくようなスペースになるのかなと考えてございます。

○委員（朝倉えつ子） もともと入場料なども無料の水族館もあって、無料のスペースが広がるという点では、市民にとってはいいことかなと思いますけど、ここがいいんだと言ってこれまで借りておられる方もいるわけですから、きちんと指定管理の公募に当たっても、条件として付け加えていただきたいということを求めておきます。

○副委員長（宮田公子） ほかにありませんか。

（なし）

○副委員長（宮田公子） 次に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、経済観光局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○副委員長（宮田公子） 次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、経済観光局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○副委員長（宮田公子） 次に、報告事項、「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取り組み状況についてに関して御質疑はございませんか。

○委員（河南忠和） 質疑というか、私の意見なんですけど、ファッション文化を振興するという上で、昨年も行っているんですけど、アフリカ月間 in 神戸でサプールファッションショーという、アフリカの方が非常に着飾って、阪急三宮駅の北側のところを利用して、ファッションショーを行ったんですね。結構、寒い日でしたけども、非常に多くの通行者の方が足を止めて御覧になっていました。

あんなものも、ここにファッションの1つとして御紹介いただければ、併せてアフリカに関して神戸市が取り組んでいるということを知ることができると思うんですけど、その辺、いかがでしょうか。

○大畑経済観光局長 御答弁申し上げます。今、河南先生のほうからお話ございましたアフリカ月間、今年もまた開催をいたしますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、まさにアフリカの文化を皆さん方市民レベルで交流して知っていただこうと、その1つの特色が、あの例のサプールのファッションだというふうに思っております。神戸も、こういったファッション産業というファッション文化があるまちですので、そういった文化の交流という意味でも、そういったものはこれからも市民の方に周知をしていくということには努めていきたいというふうに思っております。

○委員（河南忠和） またこういうところにも取組として紹介するように、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（宮田公子） ほかにございませんか。

○委員（あわはら富夫） この中身にふさわしいのかどうか、ちょっと分からないんですが、特にファッション産業と言われるアパレルですか、多分ファッションタウン宣言——ファッション都市宣言ですか、というのを出された背景、その後、神戸のファッションを引っ張ったのは、ポートアイランドに中心にある、あのファッションタウンだったと思うんですけども、そのファッションタウンが、ちょっと今はもう、我々が見ても寂れた状態で、私は前々からファッションタウンというのは、会社があるだけではなくて、そこで彼らがつくった、そういう品物に触れる

みたいなものができれば、もう少しファッションタウンというのは変わるんじゃないかということはずっと言い続けてきたんですけども、結果的には、もう会社のほうが撤退をし始めてるか、縮小し始めているというふうな状況にあって、この条例の趣旨は、神戸が歴史的にあるようなものを、ファッションとしてきちっと地域の中に根差しながら、日本だけではなくて、世界に発信していこうと、こういう趣旨は大賛成なんですけど、ただ、今まで引っ張ってもらったこのアパレルが、あまりにもちょっと状態が悪いというふうな中で、ああいうファッションタウンの活性化も含めて、何かこの条例の部分を生かせるものがないのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○瀬合経済観光局副局長 今、あわはら先生から御指摘のあった、このファッションタウンの現状については、我々経済観光局のファッション産業課も、まちづくりを所管している都市局などとも、ポートアイランドのリボーンプロジェクトのような議論の場においても参画をし、どのようにして活性化できるのかという視点で議論を重ねているところでございます。

先生御指摘のとおり、このファッション条例の趣旨に鑑みまして、これはソフト施策だけではなく、やはりハード施策との連携ということが非常に重要だと思っております。ちょうど50年前に、それこそ神戸が高度成長の時代に、まちづくりとともに産業も進化させてきた。これをいかに今の現代の神戸のまちづくりの中で再現していけるかという視点は非常に重要だと考えておりますので、御指摘も踏まえて、これから検討していきたいと思っております。

○委員（あわはら富夫） 前々から本当に、せっかくああいうアパレルがああ場所に集積していると。一方では、ワールドとか、ワールド記念ホールとか、国際展示場なんかもあって、いろんな人が、日本だけではなくて、世界から集まっている。目の前にファッションタウンがあるのに、全くその人たちがそこでの交流っていうのが、会社という中での取引だけの交流があったとしても、いろんな意味の交流が全くなかったんです。あんなもったいないことはないなと思って、ずっと前から何とかできないのかというようなことを言い続けてきて、結果的にそれが結びつかないまま、今こういう形になっている。ただ、これからリボーンプロジェクト始まりますけども、ファッションタウンというものを潰してしまうという発想ではなくて、今、私なんか言ってるような内容のものをうまく結びつけられないのかということについては、むしろ経済観光局のほうから声を上げていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺、もう一言あったら、お答えいただきたいと思っております。

○大畑経済観光局長 御答弁申し上げます。今、あわはら先生からお話があったことは、本当に神戸を牽引してきた、このアパレル産業といったものを、今回の条例につきましても、こういった神戸の特色のあるファッション文化、それを支えていたファッション産業を次世代につなげていこうというのがこの条例の趣旨でもございますので、そういった意味で重厚長大の産業から、そこにこのファッション産業が1970年代から神戸を新たに支えてきてた産業ということでございますので、そういった意味で次世代につなぐというこの条例の趣旨も踏まえて、このファッション産業といったものをつなげていく、そういう取組に努めていきたいというふうに思っております。

○委員（あわはら富夫） ちまたでは、やっぱり大学寮ができたり、それから今規制があって、住宅を造ったり、マンションを造ったりできなくなっているんですけど、それを規制緩和しようやないかみたいな議論も一方であるんです。それ全体を否定するわけじゃないですけども、やっぱりせっかくの歴史というものを生かすような努力も、これ大切なんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのことだけ要望しておきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（宮田公子） 次に、報告事項「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況についてに関して、御質疑はございませんか。

（なし）

○副委員長（宮田公子） それではこの際、経済観光局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（住本かずのり） 8月でしたか、六甲山で須磨区の70歳代の女性が行方不明になったという報道がありまして、その後、ちょっと報道がされてないので、見つかったかどうかちょっと心配なんですけど、この女性は私たちが視察に行った六甲山自然の家の穂高湖のイベントに出かけるということで、出かけて、下山の途中に行方不明になったというような報道がされております。これ、経済観光局として何か、このイベントに関しては関与があったのか、なかったのか、ちょっと教えていただけますか。

○大畑経済観光局長 御答弁申し上げます。今、住本先生のお話にございましたように、報道では穂高湖のイベントにということでお伺いをしています。この8月11日に関しましては、これは山の日でございますので、この山の日、今回、穂高湖においては、これ毎年やっておられるようですけれども、地元団体が主催する山の日イベント「海、山へ行く」といったものが開催をされておりました。

神戸市の関与といたしましては、この主催されています団体というのが、「海、山へ行く」実行委員会というのと、それから摩耶山の観光文化協会といったものの共催で行われているわけでございます。

我々といたしましては、この摩耶山の活性化という、そういった趣旨から、経済観光局といたしましては、この摩耶山の観光文化協会の会員として参画をしていると、そういったものでございます。

今回の具体的なイベントに関しましては、直接我々はその運営に関与しているものではございません。

○委員（住本かずのり） 分かりました。ちょっと、私もチラシを取り寄せたんですけど、大変楽しそうなイベントだと思っておるんですけど、高齢者が登山、最近増えているということで、あくまでも登山とかトレッキングは、まあ自己責任だとは思んですけど、何かこういった遭難の防止の啓発活動とか、何かなかったのか。やっているのか、ちょっとそのあたりを教えてくださいませんか。

○大畑経済観光局長 まさに、神戸の豊かな自然といったものを市民の方、来街者の方にも楽しんでいただくということで、神戸登山プロジェクトというのにも経済観光局として取り組んでいるところでございます。

そういった中でも、やはり登山を楽しむというのは、安全な登山を楽しみましょうといったことを我々も啓発として呼びかけているところでございます。具体的にはYAMAPという登山アプリがございます。そこの連携協定というのを我々も締結をいたしまして、そういったGPSで自分の所在地が確認できる、あるいは歩いてきた軌跡が確認できるという、そういった機能もございますので、ぜひ山に登る前に、そういったものをダウンロードして使ってくださいといった、そういった啓発を登山口の入り口の看板のところに書いたり、あるいは啓発のチラシの中では、携帯の充電の予備の充電器を持って上がりましょうといったような啓発を含めて、安全に

楽しんでいただくということを取り組んでいるところでございます。

○委員（住本かずのり） アプリ、YAMAPですか。ちょっと私も、たまに旗振山とか、向こうのほうの山に登りますんで、ダウンロードは一応してるんですけど、GPSで自分の位置が分かるというものなんですけど、会員として参加してるんでしたら、せめてこういったイベントチラシとか、イベントがあるときに、そのYAMAPのダウンロードのQRを入れるとか、これをダウンロードしてから楽しく、六甲山を楽しみましょうみたいな、紙面で分かるようにも、また提案していただけたらと思うんですが、そういう提案の場はあるんでしょうか。

○大畑経済観光局長 YAMAPへの、そのダウンロードの啓発といいますのは、チラシを作って、山に出かけましょうと、こういったチラシをつくって、皆さんに紙ベースで配って、このQRコードでこれをダウンロードしようというふうに呼びかけているところでございます。

ただ、今先生お話ございましたように、六甲山で行うイベントというのは数々ありますから、そこにイベントに参加される方が車で行かれたり、ケーブルで行かれたり、登山で行かれたりという、いろんなルートで行かれると思いますから、そういったイベントの開催の何かこのチラシとか、そういった来場者に目が触れるような印刷物があれば、そういったとこに載せるという、そういったいろんな連携というのは検討していきたいというふうに思っております。

○委員（松本しゅうじ） ちょっと戻るんですけど、市内流通の促進というやつで、農産物の活用  
の推進、ここちょっとお尋ねしたいんですけどよろしいですか。

この中で、いろいろメニューがあるんですが、今日は1つだけにしておきたいんですが、御当地メニュー開発グランプリ、これクロダイっていうことで、チヌなんですけど、これについて、いろいろと商品開発における支援をされているということなんですけど、件数はここに書いてあるとおりで、大体市内の方が応募されてたり、どういった系統の店舗の方が応募されているのか。また、これグランプリなんで、何かそのことによって、チヌを利用した商品開発で、これが優れてるとか、何だかんだいうのがあって、決めて、そこへまたさらに補助的なことをするのか。ただPRとしての応援をするだけなのかというのが、ちょっと分かりにくいので、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○椿野経済観光局局長 今、御指摘ございました神戸の御当地メニュー開発グランプリということで、昨年度実施させていただきました。10月から12月にかけて、募集したところ253件の応募がございました。今、内訳の市内・市外はちょっと私今手持ちにはございませんので、申し訳ございませんが、253件ございまして、その書類審査といいますか、それを見た中で本戦まで8組のものを市内メニューとして、進出させてございます。

それはチヌを使ったテーマということで、ノリの食害等がございましたので、そういったところの迷惑をかけている部分のものを退治するというような意味も込めまして、クロダイの部分でのメニューを募集しました。

その上位8組の方を、実際に調理していただいて審査するというので、クロダイを使いましたチーズ春巻きというのがグランプリになったということでございます。そのメニューにつきましては、神戸ベイシェラトンホテル&タワーズの中華料理のところで、期間限定ですが、提供したというような形でございまして、引き続き、クロダイを使ったメニューを開発して広げていけるように努めていきたいと考えてございます。

○委員（松本しゅうじ） 今、局長がおっしゃった中で、僕らも一番気にしているのは、やはりノリの食害っていう部分で、このチヌをできるだけ退治したいんですね。漁協の皆さん方において

も、これあんまり取っても値が付きませんので、そういった中ですから、余計に非常にこの食害の基になってるということは、昨今非常に我々大学関係者の皆さん方ともお話ししてましても、如実に出てまいりましたので、これをさらに推進してもらいたいということですから、僕ら応援をしていきたいんですが、今のでいくと、まだちょっと市内事業者であったりとかへのPRとか、もう少し何か、僕らには目に見えにくい状態で、今お聞きして初めて、そういうようなホテルさんも、時期的なことがあるのか、通年でやるのか知りませんが、もっともっとこれをお使いいただくことによって、そこへ漁業の振興というか、須磨ノリも含めて、応援の中には、遠回しですけど、非常に大きなことにつながっていくということでお聞きしています。

したがいまして、もっとここは積極的に市内への、このグランプリで取られたのか、メニューがいいかどうかは、そのときのメニューだったと思いますけれども、幅広く、もっともっと二百数十ぐらいじゃなくて、もっと飲食業はたくさんありますので、もっと積極的に参加してくださいと、例えば飲食業組合とか関連団体はもっともっといろいろなものがありますので、そういったところにもアプローチをしていくということをしないと、ただ募集した、来た、これだけの数だった、市内・市外どこか分からんで、取りあえず選んでみたら、こういうのはよかった。それを市内ホテルでお使いになっていただいているという、現象だけしか僕らこの今の御説明だけじゃあ分かりませんので、今後どうするかとか、もっと広げると。目的は須磨ノリを守ると、神戸ブランドを守るということが非常に私なんかは主眼に置いている、そういった質問になっています。そこのところを加味していただいて、再度御答弁いただき、今後の対応も少しあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○**椿野経済観光局局长** 今、委員指摘いただきましたように、私どもも考えてますのはクロダイは、ノリに食害を与えているというところでの、その対策というところが大きなところでございます。

併せまして、チヌ——クロダイを食べていただいて、1つの御当地メニューという形で消費拡大につながるようなことを進めていきたいと考えてございます。

食材フェアでも、このクロダイをそのテーマのメニューとして——食材として置いておまして、引き続き消費拡大に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また一方で、流通のほうが、なかなか手に入りにくいというようなお話もございますので、その辺もどんな形でできるかということをお案内できるような形で努めてまいりたいと考えております。

○**委員** (松本しゅうじ) これはね、やり方やと思うんです。今度、海釣り公園ができます、いろんな形でこれから非常にいい効果が出てくることを期待していますし、研究者もそのようなことをおっしゃっています。したがいまして、釣って、ただそれぞれの方々が食するだけではなくて、釣ったものをどこかの事業者なり、何かそんなところにお預けになられたりしますと、それが一般の人でも楽しみで、釣ってあそこへ持っていけば、いかほどかになって、それが流通に、僅かですけれども乗っていくということをするれば、漁業者が取るだけでなく、その一般の方々も、釣りの中でそれを釣れば、そういうところに持っていくことによって、多少の漁業振興というもの、当局が考えることですが、一般の人にしてみれば、ただ食べるだけじゃなくて、そういった意味もありますよということによって買い上げるようなシステムみたいなものを、何か、どこかをつくっていただければ、みんなで、市民も合わせて、漁業者にとりましても豊かな海を育む須磨の海のことでの、須磨ノリのことを考えると非常に効果が高いということで聞いているので、そこ

をもう少し広げていただけるようなことをお考えいただければ、釣ってる釣り人にしましても業者にしましても、市場に乗ってもなかなかもうけになりにくい魚種でございますので、そのあたりを何とかもう少し推進するためのことで、一定のこの御当地メニューの開発で終わったということのないようにしてもらいたいというのが大きな質問の趣旨であります。これはまた、もう少し研究するのか、ただ単にもっと回数を増やすとか、シーズンもありますけれども、そのあたりいかがなんでしょうかね。

○大畑経済観光局長 今、先生のほうから御指摘ございましたように、これは御当地メニューを開発することが目的では正直ございません。何か、そういうエピソードで終わってしまうということではなく、先ほど椿野局長からも御答弁申し上げましたけれども、やはりこれはノリに対する害がある。それを取るといふ、それを、しかも商品価値、これが今あんまり流れないと、商品価値がないわけですが、このチヌ——クロダイを食べると、こういう料理方法があつて、おいしい、そういった消費の魚にしていくっていう、そういうふうなことも持続的に続けていくためには大事なことだというふうに思っておりますので、今回グランプリでいろんなメニューを開発していただきましたけれども、そういったもののレシピそのものも、広く市民の方にも知っていただくことによって、このチヌというものを食べるという、そういうことにも広がっていくのかなというふうに思ってますし、また飲食店等に広げていくというのは、まさに食材フェアで、そういったチヌを——クロダイをテーマとしてメニュー開発なんかもしましたので、これは単発で終わるといふことではなく、今後も裾野をずっと広げて、持続的にこういったチヌを捕獲し、食していく、それが須磨ノリの害を軽減していくという、そういうものにつなげていくようにこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員（松本しゅうじ） 究極的には、いろんな神戸ブランドありますけれども、やはり農水があつて、水産物の中では非常に有名になってきておりますので、そのあたり、こういうようなことで一体となってお守りいただく、そして須磨ノリのブランド化をさらに推進していくというのを一般の市民の人たちにも、チヌを取ったらそういうことになるんだというような、社会参加つて、オーバーには言いませんが、釣り人にとってみたら、釣っても非常に役に立ってんだというようなことも認識できるようなことも、また広報で流していただいたり、レシピができていますものがありますから、毎月のああいった広報にも、もっともっと大きく、詳しく載せていただけるようなことにしていただければありがたいなと、かように思います。おいしいものいっぱいありますが、目的は食害対策。

以上、要望だけして終わります。

○副委員長（宮田公子） ほかに御発言がなければ、経済観光局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。次の文化スポーツ局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしますので、御了承願います。

（午前10時47分休憩）

（午前10時55分再開）

（文化スポーツ局）

○副委員長（宮田公子） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより文化スポーツ局関係の審査を行います。

最初に、請願第2号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

味口議員、発言席へどうぞ。

○委員外議員（味口としゆき） おはようございます。日本共産党の味口としゆきです。今日、委員会をまたいで、非常に委員長にも御配慮いただきましてありがとうございます。

それでは請願第2号の趣旨説明をさせていただきます。

請願第2号こども基本法、スポーツ基本法等の理念を生かす施策の実施を求める請願について、紹介議員として請願の趣旨説明を申し上げます。

本請願は、こども基本法やスポーツ基本法の理念及び神戸の子ども居場所フォーラム意見書にある、徒歩圏内にある空間を外遊びの場として活用するため、王子プールは改修・整備し、残すこと。また王子公園のスポーツ施設の解体工事計画は、代替・機能確保、従前施設の機能確保ができるまでストップし、見直すことを求めるものです。

請願者がお示しになっているとおり、こども基本法は、全ての子供について、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に 参画する機会が確保されることを基本理念に掲げ、地方公共団体は、こども施策に関し、その区 域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしています。

私も王子プールをなくさないでという署名を王子プールの前で集めました。短期間の間に1万 2,729人もの市民が協力してくれました。皆さんと署名活動をやっていると、大人の方と同時に、 子供たちから王子プールがなくなるのは嫌、ポートアイランドのプールなんて、自転車で行 けない。学校の開放プールもなくなっているのに、夏休みどこに行けばいいのと、そういう声が たくさん寄せられました。神戸市は、この子供たちの声を真摯に受け止め、請願者が求める王子 プールは改修・整備し、残すことを、王子プールが改定される前の今なら、間に合うので決断す べきであります。

また、スポーツ基本法は、スポーツは人々がその居住する地域において身近に親しむことがで きるようにしなければならないとして、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、スポー ツに関する施策に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実 施することを求めています。

王子プールがなくなった場合、灘区など近隣の市民や子供たちは、法が求める居住する地域に おいて、身近に親しむことができるスポーツ施設がなくなることを意味します。これは王子プー ルだけではなく、サブグラウンドや相撲場も廃止され、スタジアム、テニスコートも縮小される ので同様です。神戸市は、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するという法の求め を遵守し、請願者が求める王子公園内のスポーツ施設の解体工事計画はストップし、見直すべき です。

以上、請願の採択を委員各位の御賛同で採択されることを求めまして、趣旨説明とさせていた だきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副委員長（宮田公子） 趣旨説明は終わりました。

味口議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入ります。

この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただ き、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いをいたします。

それでは、請願第2号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の堀口さん、御発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○**請願者** おはようございます。灘区に住んでいる堀口と申します。

子供たちが外遊びのできる居場所づくりを専門家や地域団体、行政と一緒に考える、神戸の子ども居場所フォーラムが昨年度開かれたのを御存じでしょうか。

議論のまとめとして意見書が作成されています。そこには、子供が歩いて行ける圏内に外遊びの場所を確保するというフォーラムのメインとなる意見が掲載されており、子供が外遊びのできる安心・安全な居場所づくりの大切さについて示唆に富む意見がまとめられていました。

その中に、徒歩圏内にある公園などの空間を外遊びの場として活用するとの意見がありました。つまり、王子公園は当然子供たちの外遊びの重要な空間です。しかし一方で、その意見書に反して、徒歩圏内にある公共空間である王子公園の約2割も大学に切り売りすることによって、玉突き式にプール・補助競技場などをはじめ、スポーツ施設を次々と廃止し、地域の子供たちの外遊びの場を奪う計画を強引に進めようとしているのです。

プールなくさんにとってね、今年の夏も親子を含むたくさんの人たちからプールの存続を願う署名が集まりました。こんな切実な声に背を向ける神戸市の現状を皆さんはどう思われるのでしょうか。

木立に囲まれた自然の中の王子プールは子供たちの居場所となり、人間関係を紡ぐ場として大切な役割を果たしてきました。また、近隣の中学・高校・大学の陸上部からも共同で市長に次のような嘆願書が提出されています。

陸上部の練習場所として使っている競技場・補助競技場をなくしてはならない。また、部活動の場としてだけでなく、スポーツをする場があるということが、都市の潤いである。こども基本法やスポーツ基本法で、地方公共団体が区域内の子供の状況に応じた施策を策定し、実施する責任がある。居住する地域において、スポーツを身近に親しむことができるようにしなければならないと定められていることはよく御存じだと思います。

5月の本会議で、その理念に逆行しているのではないかという議員の指摘に対し、小原副市長は、居住する地域でスポーツができる環境を維持するという視点で策定している。スポーツ基本法に反していないと開き直って答弁していますが、市の再整備計画は、国の定めたこども基本法にも、スポーツ基本法にも、神戸の子ども居場所フォーラム意見書にも反するものであることは明らかではないですか。

また、文化スポーツ局局长は、身近にあるというのは理想であると思うが、費用対効果とか最適配置を考えると、おのずと限界があるなどと子供たちの成長・発達の論理ではなく、経済の論理で公然と法律の理念に反することを言っているのけりさまです。

その上、市長はプールを廃止し、代替機能として、水遊びができる親水施設を造ると答弁しています。何と、その市長が今年の広報紙K O B E 1月号に、スポーツの力を子供たちにと題して、次のような文を寄稿されているのです。子供たちには、ぜひ自らスポーツを経験してほしいと思います。成長期に体を鍛えることはとても大事です。私も中学時代、水泳部に所属し、練習に集中したせいか、肺活量は今でも20代男性の平均数値を維持できています。スポーツの力はやはり大きいと感じます。すばらしい言葉です。この言葉どおり、子供たちや市民に愛されている王子プールを廃止するのではなく、全ての成長期の子供たちが、市長のように70歳になっても20代の肺活量を維持できるように、現在及び将来の子供たちに保障していただきたい。王子公園の全て

のスポーツ施設を改修・整備し、緑豊かな自然環境を守り、発展させていただきたい。

プールの解体工事は一旦立ち止まり、見直していただきたい。子供の権利が尊重される王子公園であることを心から願い、私の陳述を終わります。ありがとうございました。

○副委員長（宮田公子） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第95号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の坂口さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 私は灘区の坂口美紀です。私は主任児童委員という立場で、神戸市に必要なものを御提案いたします。

王子公園再整備のコンセプト、王子公園は公園施設の老朽化や時代の変化に対応し、誰もが気軽に憩いくつろげるより魅力的な公園にリノベーションしますと提唱するのであれば、王子プールをリノベーションし、解体後、より魅力的な王子プールを建設すべきです。

また、王子公園の再整備に当たって、公園内の施設を適切に維持・更新し、将来の世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、持続可能な神戸の発展に向けて、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠ですと位置づけるのであれば、新たな価値というのは、大学誘致ではなく、スポーツ施設の充実であり、王子プールの建設は必要不可欠と考えます。

今年も多くの利用者でにぎわった王子プールです。ところで、市議員の皆さんや文化スポーツ局の皆さんは、王子プールの現地に今シーズン何回行かれましたか。私たち、王子プールをなくさないでと願う市民は毎週王子プールに通い、王子プールの利用者の声を聞きました。もちろん自分自身でプールを利用し、王子プールの値打ちも肌で感じました。夏期限定で数万人が利用する人気施設です。シーズン中、リピーターも多くいました。

近隣の保育園は、園庭の代わりに通い利用しています。ジムのように通う、いつもいる方もいました。小学生から友達同士で行けるプールです。スイミングスクールに通うゆとりがない家庭でも体験できる子供150円のプールです。

中学生や高校生、大学生も友達と一緒に来る健全なスポーツ施設です。空と緑が見え、セミの鳴き声に囲まれるプールは最高です。50メートルプールでは、お互いのスピードを観察して、譲り合って泳いでいます。50メートルプールを一気に泳ぐ快感を御存じでしょうか。学校で泳ぐ機会が減った現代に、地域の王子プールの充実が重点課題です。

海で泳ぐ機会も減り、ニーズやスキルに合わせて泳ぐ体験ができる王子プールはとても貴重な施設ではないでしょうか。

電動自転車の普及で、水着を着て、浮き輪を抱えて家族で集う人たちも多くいます。公園に散歩に行くように、家族や友達と気軽に利用できる地域にあるスポーツ施設です。

公園内に駐車場もあるため、六甲アイランドやポートアイランド、垂水方面から車で来ます。また、西宮や尼崎からは電車で来ます。王子プールの利用者は近隣だけではないのです。家族で楽しめるプールを求めて、遠くからも集まってきます。遠くからも集客できる立地なのですから、王子プールは将来の世代に継承する大切な施設ではないでしょうか。

王子プールは子供世代で通った人たちが親になっても、高齢者になっても、万人が通うことができる公共施設です。王子プールの建設は、文化スポーツ局だけの問題ではなく、子供の健全な育成を考えるなら、教育委員会やこども家庭局の問題でもあり、市民の健康増進を図る健康局、

高齢者のフレイル予防を考える福祉局でも重要な政策として取り扱っていただきたいです。

神戸市が市民を大切にしているのか問われる政策だと言っても過言ではないでしょう。9月3日には久元市長宛てに提出した「王子プールをなくさないで！」緊急署名は、将来にも必要な施設だと自分自身で考えた子供たちも多く、自ら署名しました。

王子プールがなくなったら、来年行けるプールがない。切実な1万2,729人の願いです。王子プールをなくさないで。

神戸市は次期基本構想（素案）に、神戸はいつまでもまちの誇りを育み、次世代に紡いでいきますと掲げています。

王子プールは王子公園の誇りです。いつまでも育み、次世代につないでいただきたい施設です。したがって、神戸市の将来に誇れる施設として、王子公園の現在地に王子プールの建設を求めます。

以上、よろしく願いいたします。

○副委員長（宮田公子） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

次に、陳情第96号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の蔵原さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 東灘区、蔵原詩織と申します。

王子プールは9月1日に営業を終了し、間もなく解体工事が始まります。しかし、生活福祉都市として歩んできた神戸市にふさわしいのは、市民の声を受け止め、ここで立ち止まることです。私は、今ある場所での王子プール存続を求めます。

理由を3点から説明します。

1つ目は、多くの市民が王子プール存続を願っていることです。この夏、2つの市民団体が共同で呼びかけた「王子プールをなくさないで！」署名には1万2,729名もの方から賛同をいただきました。プール前は家族連れでにぎわっていました。子供の浮き輪を手にした家族が大切な王子プールを守りたいと連名で署名してくれました。プールの廃止を聞いて涙が止まらなかったと打ち明けてくれた小学生もいました。

長年、1人で通う方も多くおられ、けがや御高齢で運動制限がある人も、ここでなら運動が楽しめるかと教えてくださいました。また、西宮や芦屋から自転車で通う利用者もいます。3種類のプールを利用者が譲り合いながら楽しむ特別な施設です。

かけがえのない屋外プールをなぜなくすのかと問いかける市民に、神戸市は今こそ向き合うべきです。

2つ目は、王子プールの施設自体には廃止すべき理由がないことです。王子プール廃止の方針は、再整備の中で初めて示されました。神戸市公式サイト内、王子公園再整備のよくある質問では、王子プール廃止の理由として、利用期間が夏期の2か月間に限定されることや、老朽化が著しいことを挙げています。しかし、利用期間は見直す余地があり、傷んだ箇所も改修が可能です。維持できないのではなく、神戸市が維持したくない、その本音がうかがえる回答です。

全国でも公営プールの数は減少傾向にありますが、改修して使い続ける自治体もあります。岐阜県高山市ではこの夏、築52年の屋外プールを改修し、営業を再開しました。高山市は家族で過ごせる場所づくりをコンセプトに、隣接する公園と合わせて4億3,000万円をかけ整備したそう

です。

また、東京23区にも、公園の屋外プールは8か所ありますが、大半が入替え入場制を導入しています。基本料金を2時間200円から300円程度に抑える代わりに、入場可能人数を増やし、利用者負担をかけずに収入を増やす仕組みです。屋外プールと温水プールを併設する施設も複数あり、様々な利用者ニーズに応えています。

そのような事例を見ると、神戸市は施設存続のために何をしてくられたのかと伺いたくなります。あるいは、プールなど市民の施設を廃止するために、今回の再整備を進めているのでしょうか。

3つ目は、再整備の決定過程から市民の声が排除されてきたことです。

王子プールに関して言えば、一般利用者向けの説明会を実施せず、全市民を対象とした意見交換会を開催するのみでした。その意見交換会の場やパブリックコメントで市民がプールの存続を訴えても、神戸市は大学誘致を柱とする再整備を見直すことはなく、市民の声を置き去りにしてきました。その進め方はプール解体工事の説明にも表れています。

9月5日、毎日新聞に掲載されたプールの建材に含まれるアスベスト処理をめぐる、事前の説明の不備が指摘され、再整備を急ぐ神戸市の姿勢が浮き彫りとなりました。

先ほど述べた市の公式サイト、王子公園再整備のよくある質問では、神戸市がプールを新設しない理由として、競技人口や愛好者人口に応じた検討が必要だからと説明しています。ですが、王子プールの利用者の大半は子育て世代です。神戸市は公園や市立幼稚園など、子供の施設を減らすときにだけ少子化を理由にしますが、大学誘致に関しては少子化を好機と捉えます。ならば、王子プールを維持・存続いただくことを改めて提案します。

子育て施設を維持・存続することも有効な子育て支援策であり、子育て世帯の定着維持につながるからです。子育て支援を先細りさせる自治体には未来はありません。そして、市民の健康と憩いのための公園は、市民との議論を基に再整備を進めるべきです。

以上のことから、王子プールの存続を求める市民の声に応え、施設存続について市民参加の場を設けて議論し、従来の敷地で公営プールとして存続させることを神戸市に求めます。

以上で終わります。

○副委員長（宮田公子） 御静粛にお願いいたします。

口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第97号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の小林さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。神戸市灘区、小林るみ子と申します。よろしくお願ひいたします。

9月1日のプール開放日を最後に、王子公園再整備計画の端緒ともなるプールの解体が行われることを知り、住民は「王子プールをなくさないで！」の署名行動を始めました。

とりわけ、酷暑とも言われたこの夏のさなか、住民は王子プール前だけでなく、商店街の中、駅頭などで懸命に署名を集めました。そして、集まった市民の声1万2,729筆の署名を9月3日、要望書とともに文化スポーツ局並びに建設局王子公園再整備本部に届けました。

夏、王子プールは開放されると、子供たちは水着を着たままサンダル履きで、あるいは親子で自転車に乗って大勢やってきます。王子プール前は自転車がいっぱいになります。もしプールがなくなったらどこに行けばよいのかと問うと、神戸市は、ポートアイランドのプールに行くよう

にと言います。往復の電車賃、入場料は、今の約4倍から5倍になります。週に1回通っていた子供は月に1回しか行けなくなってしまいます。

全国の公営プールが、この四半世紀の間に4割減少し、今6割になっていることを御存じでしょうか。さらに、学校のプールも減少しています。子供たちにとって泳ぐという体験が奪われています。このままでは格差、体験格差が広がります。まずは、子供たちの泳ぐ体験を保障するためにも、ぜひとも再整備の上、現地に存続するよう計画を見直していただきたいと市民の多くが願っています。決して一部の市民だけの願いではありません。

一方、神戸市は、このような切実な市民の声に耳を傾けることなく、3年近く不透明なプロセスの基、淡々と王子公園再整備計画の進めを進めてきました。そして、先月8月24日夜間、王子プール解体撤去工事住民説明会が兵庫県福祉センターにおいて開催されました。

たまたま1人の住人から、その情報が耳に入ったことで、王子プールをなくさないでという思いから、私たちは説明会に参加しました。驚いたことに、当該の住民の参加者は2人だけでした。広報が不十分であることは明らかでした。

冒頭に工事説明会開催のお知らせのチラシを、どの地域に配布したのかとの質問が出され、上筒井通1丁目のみだということが分かりました。会場は紛糾しました。しかも、解体工事説明事項の内容についても曖昧な点が多い上、神戸市によるアスベストの事前調査についても、プールが稼働中ということで、十分な調査がないまま、住民説明会に臨んでいたことが分かりました。

また、先日、新聞やテレビでアスベストの有害性が報じられましたが、耐熱性・耐火性があることで、1950年代、大量に使われており、王子プールのみならず、王子動物園、王子スタジアムにも使われているのは明らかです。説明会の場でも、アスベストの事前調査について数多くの指摘がされましたが、王子プール横の道を隔てた西側には小学校から中学校・高校・大学があります。子供たちが通学し、運動場で、教室で学んでいます。神戸市は、学校には説明に行きましたの一言で、子供たちや保護者に伝わっているかどうかは不明です。このようなずさんな対応でよいのでしょうか。子供たちの将来にどう責任を取るのでしょうか。

これらのアスベストをめぐる問題点に対して、神戸市は法にのっとってちゃんとやります。あとは個別に相談に乗りますという対応でした。このように、十分な資料提供や説明がないまま解体工事を進めるのは問題です。そもそも、説明会として成立しているとは言えない状況でありながら、神戸市は説明会を実施しました。市民の声を聞きましたという実績だけを残していきます。まさに行政主導、住民不在の神戸市政の一面と言わざるを得ません。

最後に、広報による周知徹底の上で、再度の住民説明会の実施を強く求めます。

そして、何よりも、王子プールをなくさないでいただくことを強く求めていきたいと思えます。以上です。

○副委員長（宮田公子） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

以上で文化スポーツ局関係の審査に係る口頭陳述は終わりました。

それでは、請願1件、陳情3件及び報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○宮道文化スポーツ局長 文化スポーツ局長の宮道でございます。着座にて失礼いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、請願1件、陳情3件及び報告2件につきまして御説明申し上げます。

まず、請願 1 件、陳情 3 件につきまして御説明申し上げます。

請願文書表を御覧ください。

請願第 2 号こども基本法、スポーツ基本法等の理念を生かす施策の実施を求める請願は、1 点目として、こども基本法やスポーツ基本法の理念及び神戸の子ども居場所フォーラム意見書にある徒歩圏内にある空間を外遊びの場として活用するため、王子プールは改修・整備し残すこと。

2 点目として、園内外で再整備、代替・機能確保を図り、従前施設の機能を確保することが明確に保障されるまでスポーツ施設の解体工事計画はストップし、見直すことを求めるものでございます。

次に、陳情文書表を御覧ください。

陳情第 95 号は、王子プールの現在地での建設を求めるもの。陳情第 96 号は、王子プールの存続を求めるもの。陳情第 97 号は、王子プール解体撤去の見直しを求めるものでございます。

これらの請願及び陳情のうち、まず、請願第 2 号の請願項目 1 点目につきまして、本市の考えを御説明申し上げます。

こども基本法は、その基本理念として、全ての子供について個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることをはじめ、6 項目が掲げられております。

スポーツ基本法は、その基本理念として、スポーツはこれを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたり、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的に、その適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならないことをはじめとする 8 項目が掲げられております。

また、神戸子どもの居場所フォーラムは、子供が外で安全に遊べる環境を整え、心身ともに健康な子供の成長を促進するため、学校・行政・地域・NPO等の役割分担、連携協力について議論するために昨年12月から今年3月にかけて開催されたものであり、今年6月にはフォーラムから市長に意見書が提出されました。

この意見書においては、子供が安心して外遊びができる環境を整えるため、徒歩圏内にあるいろいろな空間、例えば、校庭・公園・寺社の境内等を外遊びの場として活用することが意見の 1 つとして述べられています。

このたびの王子公園再整備では、プールについては、利用期間が夏期の 2 か月と限定的であったことから廃止いたしますが、体力向上につながる新たな遊具や多目的に利用できる広場などを一体的に整備することにより、1 年間を通じて、子供から高齢者まで、あらゆる世代の健康維持や体力向上に資する機会を充実させることとしています。

これは、こども基本法やスポーツ基本法の基本理念、またフォーラムからの意見書の趣旨にも沿ったものであると考えています。

続きまして、請願第 2 号の請願項目 2 点目及び陳情第 95 号・陳情第 96 号・陳情第 97 号につきましては、王子プールの現地での建設または存続、もしくは解体撤去の見直しを求めるもので、本市の考え方を一括して御説明申し上げます。

王子公園の再整備に当たっては、市民や議会の意見を踏まえた基本方針（素案）の見直しや、市民との意見交換会など、丁寧な説明や意見聴取を重ね、令和 4 年 12 月に基本方針を策定しました。

基本方針においては、公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上に向けて、緑豊かで、

桜の名所として親しまれている自然環境や景観の保全、市民の憩いやスポーツなど、子供から高齢者まで誰もが気軽に訪れ、日常的に使うことができる空間づくりを目指すこととし、公園内の施設について、各施設の利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保を図るとともに、できる限り従前施設の機能を確保することとして再整備による各施設の方向性を定めさせていただきました。

その中で、プールについては市内の公営プールの立地状況を踏まえ、廃止とお示ししています。こういった基本方針に定めた各施設の方向性等に基づき、整備計画について市民や議会の意見を聞き、反映しながら検討を進め、令和6年3月に基本計画を策定したところです。

また、この計画を実行する令和6年度予算についても、議会で可決をいただいたところでございます。

このように、丁寧な説明や、意見聴取を重ね、それを反映した基本方針や基本計画を定め、これに基づき予算化された事業を進めているところであることから、プールを存続させる、現在地で再整備したりするということはございませんが、市民の皆様の御理解をいただけるよう、今後引き続き丁寧な情報発信に努めながら、王子公園再整備事業を進めていきたいと考えています。

続きまして、報告事項令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、文化スポーツ局関係分につきまして御説明申し上げます。

経済港湾委員会資料の1ページを御覧ください。金額につきましては、100万円未満は省略させていただきます。

まず表の中ほど、翌年度繰越額欄に掲げておりますとおり、第3款市民費、第1項市民費において、青少年科学館リニューアルで8億500万円、まちなかでのアーティスト支援事業で1,400万円、自然の家リニューアルで2,200万円、新北区文化センター整備等で2億700万円、五色塚古墳整備で300万円、旧ハンター住宅耐震化で3,000万円、新北図書館整備で1億400万円、新垂水図書館整備で6億5,600万円。

第2項施設整備費において、文化施設改修で4億5,200万円、スポーツ施設改修で2億1,800万円、小磯記念美術館改修で1億8,200万円、図書館改修で6,700万円、公民館改修で400万円、合計27億6,800万円を、それぞれ工程調整等のため繰り越ししたものでございます。

続きまして、報告事項「新・神戸文化ホール整備基本計画」の増補案につきまして御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

1. 経緯でございますが、新・神戸文化ホールについては、令和2年3月に策定し、令和3年8月に改定した新・神戸文化ホール整備基本計画において、施設計画や管理運営の考え方などが示されています。このうち、中ホールの機能については、雲井通5丁目・6丁目地区再開発事業のⅡ期と合わせて考える必要があることから、引き続き検討を行うこととしてきました。

このたび、再開発事業の進捗に伴い、中ホールの機能の詳細部分について、検討委員会の意見を踏まえ、増補しようとするものでございます。

続きまして、増補の概要でございます。

2. (1) 基本的方針の決定として、ダンス・演劇・伝統芸能・音楽などの様々な発表の場として、現在の文化ホールと同様に、幅広いニーズにフレキシブルに対応できる多目的ホールとすること。また、大ホールと相互に連携して一体的に運用するものとし、動線や連絡通路整備などを確保すること。

(2) レジデント機能の確保として、中ホールだけでなく、大ホールと併せて神戸市室内管弦楽

団・神戸市混声合唱団がレジデントするホールとしてふさわしい機能を有するものとする。これら(1)、(2)について基本計画に増補しようとするものでございます。

3. 今後のスケジュールにつきましては、2024年9月から増補案にかかるパブリックコメントの募集を行い、2024年11月に増補案を確定し、公表する予定としております。

3ページから6ページにかけまして、4. 増補の内容として、中ホールの基本的な方針や基本性能、創造支援機能等を新旧対照表の形で具体的に増補内容をお示ししています。

また、7ページには、5. 検討委員会についてとして、(1)検討の経過及び(2)委員名簿を参考として掲げておりますので、後ほど御覧ください。

また、8ページから42ページには、現行の新・神戸文化ホール整備基本計画を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、請願1件、陳情3件、報告2件につきまして御説明させていただきました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長(宮田公子) 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、請願第2号及び陳情第95号から陳情第97号までの合計4件に関しましては、いずれも王子プールに関する案件であることから、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、請願第2号こども基本法、スポーツ基本法等の理念を生かす施設の実施を求める請願、陳情第95号王子プールの建設を求める陳情、陳情第96号王子プールの存続を求める陳情、陳情第97号王子プール解体撤去の見直しを求める陳情に関して、御質疑はございませんか。

○委員(朝倉えつ子) まず、なぜプールを廃止しなければならないのか。年間2万人から3万人の利用がある施設だということで、スポーツ振興、市民福祉向上というのであれば、陳情者の方たちもる言われていますけれども、施設を改修して整備をするということが求められるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○檀特文化スポーツ局局长 王子プールについては、昭和25年4月開館から築74年経過しております。1つは老朽化が進んでいること。それから営業期間が夏場のみ2か月間利用する施設であるといったことを踏まえて廃止するというような方向になっております。

ただし、体力向上につながる新たな遊具なども設置して、多目的に利用できるような広場を一体的に整備するといったようなことを通じて、年間を通じて市民の健康を維持するような形で機能を充実させていく、市民の憩いやスポーツ、子供たちの学びの場として発展させていきたいということで、これが基本的な考え方でございます。

○委員(朝倉えつ子) いや、全く理解できないんですけども、計画そのものは廃止するけれども、先ほど、その答弁でも利用できる施設を充実させていくんだと言ってるんですけど、市民の皆さんはプールをなくさないでって言ってるわけです。今、ここに通ってる市民の皆さんの願いをきちんと聞くというのが行政の仕事だと思いますし、陳述者の方は全国の様子なんか調べてこられて、本来であればこういうこともきちんと検討して施設改修、必要な改修は必要だと思いますので、それをやっていく中で施設を充実させるということを考えるべきじゃないでしょうか。

温水プールにすれば、もっと利用だって増えると思いますので、そういう方向できちんと行政として、検討するということが大事なんじゃないでしょうか。

○檀特文化スポーツ局局长 手続面では、王子公園の再整備の基本計画策定までの手続なんですけど、令和3年12月に基本方針の素案を発表して以来、市民や有識者の方から幅広く意見を聴取し、適

宜その意見を反映させたり、内容の見直しをしたりしながら、市会でも御審議をいただいて、基本計画の策定を行ってきたというようなことがございます。

それを受けて基本計画を策定したということで、予算化もされましたので、着実に市民の皆さんに喜んでいただけるようなスポーツ施設を造っていきたいというのが我々の考え方でございます。

- 委員（朝倉えつ子） 幅広い意見を聞いてきたっておっしゃるんですけど、聞いてないから、これだけ何度も何度も陳情や請願が出されているんじゃないんですか。スポーツ基本法でも、子供や市民にとって本当に大切な身近な施設をなくさないということが求められているわけですよね。その人が居住する地域において、身近に親しむことができるようにしなければならない。公共団体の責務としては、この基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、自主的・主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するというふうにあります。

この基本理念からもやっぱり大幅に後退をさせる計画だというふうに指摘をしますけれども、これまでも局長は、陳述者の方もおっしゃってましたけども、スポーツ基本法の理念よりも、費用対効果、コスト優先だというふうに言われてきました。

これも仕事なんだみたいなこともおっしゃったんですけど、やっぱりこの局が頑張らなきゃいけない、どこが頑張るんですかと、この局が頑張らなくて、どこが頑張るんですかと。市民の声にきちんと応えるべきじゃないですか。

- 檀特文化スポーツ局局长 プールについては、その地域という捉え方はいろいろとあると思うんですけども、本当に身近な近隣地域と、神戸市全体で考える全市的な配置とか、そういったことを考えると、プールについては、公営プールについては少なくとも、灘区に近接する中央区に2か所ある。そのほかにも、しあわせの村であるとか、それから北須磨文化センターのプールであるとか、それからあとは、常盤アリーナ——これは県立でございますけれども、それとか、民間施設であれば、六甲アイランドのデカパトスとか、フルーツ・フラワーパークとか、神戸市内にはかなりプールの数は多くございまして、さらに教育委員会のほうで、市内の小学校に通う児童を対象に、夏の期間中に屋内プールの40か所の無料利用券などを配布したりという形で、子供の水泳の機会を確保しているというふうに考えております。

- 委員（朝倉えつ子） 本当に、なぜ王子プールの代替が、そんないろんなところに施設があるという言い方になるのか全く理解ができないんですけど、先ほども、子どもの居場所フォーラムの中で、意見書が出されて、子供が外遊びできる共同の居場所づくり、意見書を提出されたんですけど、私も読みました。その前段のところで、子供を取り巻く環境と現状の課題というふうにあって、いろいろ書かれているんですけども、体幹が鍛えられていない、姿勢が崩れやすい、体力がないというふうにあるんですが、やっぱり全身バランスよく運動できるスポーツとしては水泳が大変優れていると、久元市長も自分の経験からおっしゃっているわけです。こういう施設が、こういう本当に利用できる施設が身近に歩いて行ける範囲でなくなるっていうことが大問題だと思います。

実は私の妹の息子も、ちょうどこの公園のすぐそばに住んでいて、本当に夏休みは毎日のように動物園へ行ったり、プール行ったりと、のびのびパスポートも使って行ったり。本当にこれがなかったら子育てを乗り切れなかったというふうに言っています。こういう環境をなくしてしまうと、もう子供が歩いて行ける圏内の遊び場を確保するというのが行政の役割でもあるのに、保護者や子供たちが安心して安全に遊べる、過ごせるそういう施設をなくしてしまうということ

がどうなのかと。やっぱり、文化スポーツ局ですから言いますが、子供の頃からこういうスポーツに、体を動かしてなれ親しんでいるということが、やっぱり大人になってもスポーツをするというようなことになっていくんじゃないかと、つながっていくんじゃないかというふうに思うんですけども、本当に子供たちや親子連れが、王子プールをなくして遠いところへ通えると本気で思ってるんですか。

- 檀特文化スポーツ局局长** 王子プール以外にも、プールは市内にいろいろございますということを申し上げたことと、それから近場のプールで子供向けにプール利用券というような形で配布しているようなことがございますので、王子プールはなくなるけれども、泳ぎたい子供たち、保護者の方は、ぜひそれを御活用をいただきたいというのが1つと、それから王子公園の再整備自体も、決して子供たちの外遊びの場を縮小しようとか、そういうような計画ではなく、年間を通じて外遊びができるような、そういう場として発展させていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。
- 副委員長**（宮田公子） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。
- 委員**（朝倉えつ子） 全く理解いただけないと思います。本当に、子供たちだけじゃないんです、文化スポーツ局だから、もうちょっと聞きますけれども、スポーツ庁の世論調査でも、二十歳以上、週1回スポーツを実施する割合は、目標7割に対して52%、大体5割なんですけど、理由のトップは仕事や家事、忙しい、近くに施設がないというふうな理由が続いてるんですけど、神戸でどうかなと思って調べたら、令和4年の調査ですけども、週1日以上スポーツを実施する、65%目標という、国よりも目標ちょっと低いんですけど、39.4%なんです。やっぱり、さらに運動、スポーツできない阻害要因は何ですかって言ったら、やっぱり仕事が忙しい、家事が忙しい、仕事で疲れていると、場所が——施設がないからという回答もあって、やっぱり忙しくて疲れている人が遠いところまで行って運動できるのかという問題があります。身近なやっぱり施設の縮小、なくしたりして、全国的にも低いこのスポーツ実施率がもっと下がるんじゃないかというふうにも思うんですけど、その点いかがですか。
- 檀特文化スポーツ局局长** スポーツという意味では、水泳以外のスポーツもいろいろございまして、やろうと思えば、自宅でヨガをやったり、それからランニングであれば場所を選ばないとか、スポーツという意味では、いろいろな選択肢が神戸には用意をされているというふうに思っております。
- 委員**（朝倉えつ子） いろいろあると、施設はあるというお考えなんだというふうに言われたんですけど、結局、陳述人の方もおっしゃってますけれども、大学誘致をする、そのありきの計画で、本当に市民の皆さんが今プールをなくさないで、プールだけじゃないですよ、毎日のように使っているいろんな施設を縮小したり廃止をしないで、移転しないでというふうに声を上げています。結局は、大学誘致ありきの計画で、市民にとって大事な施設が玉突きで廃止・縮小される計画だということにほかならないということを指摘したいと思います。  
これまでも、約7万5,000筆の署名が神戸市に届けられて、今回も本当に暑い中ですが、1万2,000を超える、1万3,000近い署名が集まっています。子供たちからもプールなくさないでという、そして反対の声が上がっている、この市民の声を改めてどう受け止めていますか。
- 檀特文化スポーツ局局长** このいただいた市民の声、署名については、我々も丁寧に確認をしまして、関係部局——王子公園再整備本部であるとか、市長室などとも情報を共有させていただいております。

ただ、一方で令和3年12月の基本方針策定以来、いろんな方の意見を聞いたり、議会にも諮りながら基本計画の策定を進めてまいりまして、今は、その基本計画に基づいて、より市民の方に親しんでいただいて、喜んでいただけるようなスポーツ施設を着実に整備してまいりたいというふうに考えております。

○委員（朝倉えつ子） 今まだ改修工事もこれからなので、本当に間に合うわけですよ。市民の声を聞いていただいて、本当に誰もプールの代わりに親水施設がなるなんて思ってませんし、そんなことを求めてもないわけです。市民の皆さんは本当に、プールだけじゃないですけど、いろんな施設をなくさないでと、縮小しないでと声を上げています。この声をちゃんと聞いていただいて、費用対効果って言うんだったら、市長にもきちんと予算も含めて求めるとか、文化スポーツ局として、きちんと声を上げて検討いただきたいと。

改めて言いますけれども、やっぱり必要な改修整備をして今のプールは残すべきだと、親子連れで楽しめる市内で唯一と言ってよい王子プールですから、この廃止はやめていただきたいということを強く求めます。

○委員（あわはら富夫） そしたら、今の内容のこともちょっと後で質問しますけれども、8月24日の住民説明会、解体工事ということで、ただ建設と建築が主体というふうには聞きましたけれども、当然、文化スポーツ局もこの王子プールを管理運営してきたという責任の中で、これを解体するとすると、周辺に対しての説明を負うという責任というのは、文化スポーツ局にもあると思うんですが、その辺まずどうでしょうか。

○檀特文化スポーツ局局长 王子公園の再整備に当たっては、今年の4月から役割分担というか、王子公園再整備本部ができて、建設局と文化スポーツ局で、当然連携しながらなんですけれども、両局で役割分担をしながら事業のほうを進めていくというようなことになっておりまして、このプールの解体工事については、施設の管理は文化スポーツ局になるんですけれども、解体工事の発注であるとか、周辺住民への説明については建設局が実施する、そういうような役割分担の下で実施をしております、8月24日に行われたプール解体工事説明会につきましては、建設局、それから建築住宅局、施工業者のほうからそれぞれ説明をしたということでございます。

ただ、そこに文化スポーツ局も同席はさせていただいております。だから、適切に、役割分担に基づいて今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員（あわはら富夫） いや、だからちょっとその辺をもう少し——ちょっと確認しておきたいんですけども、この間、説明会してほしいとか、いろんな声があるんですが、それ全部建築と建設のほうに言うて下さいよというふうな話で、文化スポーツ局というのは管理をしてきて、運営してきたんだからと。その解体等についてはその責任なんだというふうに言われますけれども、例えば、王子プール自体も周辺の学校の皆さんが利用したり、当然、長い間管理運営してきているということは、周辺との付き合いというのは、これ当然出てくるわけで、その説明会には中央区役所のほうからも参加してたつていうことも聞いてますし、呼びかけの範囲というのをどうしていくかということに、それは解体のほうの皆さん、勝手に範囲決めろよというわけにはいかないと思うんです。今まで王子公園プールを管理運営してきた者としての責任ということで考えると、その説明の範囲については、当然、文化スポーツ局、特に王子公園を管理してきた側の責任というのはあると思うんですが、そういう、どの範囲に説明するかということに対して、皆さんは関与なしということなんでしょうか。

○檀特文化スポーツ局局长 今回の工事説明会に関しては、工事の影響を受けるエリアということ

で、建設局を中心に範囲を決めまして、場所的には上筒井通1丁目、192世帯にチラシを配布、その中にはアスベストに関する情報も含まれた情報を配布しまして、適切に呼びかけを行っているということでございます。

○委員（あわはら富夫） 周辺の学校なんかとの付き合いも当然皆さんとしてあると思うんですが、周辺学校への説明はなされたということは聞いたんですけど、ただ保護者も含めて、少なくとも学校に説明したで終わるわけにはいかないんじゃないかというふうに、常々王子プールを管理している側、管理運営している側として、やっぱり思わないといけないんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺どうなんですか。

さっきから聞いてたら、あとはもう建設と建築住宅に任せたんやから、我々のほうは、もう長い間運営してきたけれども、周辺地域については、それほど責任取る必要ないでというふうに受け止められるような答弁してると思うんです。その辺どうなんですか。本来は、むしろあなた方が積極的に、例えば1丁目だけやったら不十分だから2丁目まで範囲に入れてくださいとか、学校については、やっぱり保護者にもちゃんと説明するようにしてくださいと、建設だとか、建築には言うべきじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○檀特文化スポーツ局局长 今回の工事説明会については、工事が及ぶ範囲ということなので、その技術的なこともありますので、建設を中心にとということでございますけれども、当然、文化スポーツ局はこれまで施設を利用いただいた方々とか、近隣の学校の生徒たちも利用いただいているので、そういうような人的な関係とか、ネットワークを生かしながら、スポーツゾーンが今後うまく機能していくように連携をしていくような責任はあるというふうに認識をしております。

○委員（あわはら富夫） だから、そういう責任があると今言っていたいたんで、そうであるならば、住民の皆さんから非常にアスベストが存在をしたと。しかも、説明いただいた内容だけではなくて、ひょっとしたらパッキングとか——運営してたから、それは調査できなかったというふうな回答をされたようですけど、それら全てをやっぱりちゃんと調査をしてみたいなことも一方であるわけで、そうすると、やっぱりその説明の範囲をちゃんと広げてもらわないと、今後、近隣の長く付き合いしてきた人たちとの関係を考えてみて困る。もうちょっと広げた住民説明会はちゃんとやってくださいと言うて、文化スポーツ局のほうから建築、そして建設局、整備本部にちゃんと言うていただくということが必要だと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○檀特文化スポーツ局局长 建設局とは日頃から連絡を取り合っております、今回の工事の関係については、工事の影響が想定される世帯については、事前にアスベスト情報を含めて工事概要を記載したビラを配布したと。周知を図ってます。さらに適切に工事説明会を行っているという見解で——ということです。もし、今後不安などがあれば対応していきたいということも聞いておりますので、我々も建設局と今後も連絡を取り合いながら情報共有していきたいというふうに思ってます。

○委員（あわはら富夫） だから、全く文化スポーツ局は今回の解体工事の説明会とは無関係ではなくて、今言われたような関係性があるということになるならば、飛散性のアスベストというふうなものが出てくる可能性もあると、そういうことを考えると、当然範囲を広げた説明、特に学校の保護者、特に子供たちが通ったりするということになるならば、学校の保護者も含めた説明会みたいなものが当然、準備必要になってくるというふうに思うんですが、その辺のほうはどういうふうな考えですか。最後のところの言葉がちょっと曖昧で、新たなことが分かったらどうのこうのって言われたんですが、やっぱりちゃんとした説明会をやる必要があると思うんですが、

その辺を建設局に対して、文化スポーツ局としての立場で言う必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

- 檀特文化スポーツ局局长** 建設局からは、アスベストへの不安などがあれば丁寧に対応していくというふうに聞いておまして、私とその説明会を開催するかどうかということとは言えないですけども、丁寧に対応するというふうに聞いております。
- 委員**（あわはら富夫） いや、だからやっぱりね、丁寧じゃなくて、やっぱりちゃんと全体に声をかけて、説明をきちっとやり取りも含めて、個別折衝ではなくて、やり取りも含めてやる。また、各自治会の責任者にだけ説明したとかいうふうになると、これ後で逆に大変なもめ方をするというのは、我々が今までいろんな事例を見てきて、そういうふうに思います。だから、むしろきちっと責任を持って説明をやるというふうな立場をちゃんと取ってほしいんですが、その辺はどうなんでしょうか。何か、非常に文化スポーツ局としての立場が、何か弱いようで、本来やっぱり、今までの周辺の皆さんとお付き合いをしていながら、それこそ、水着を着て、浮き輪を持って子供たちが来るほどの近隣の付き合いがある文化スポーツ局としての、やっぱり責任の取り方っていうのがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺、局長はどう思われますか。
- 宮道文化スポーツ局局长** るる檀特局長も申し上げたとおりでありまして、実際に、その飛散が及ぶ範囲について、しっかりと説明していくという事は必要かというふうには思っております。
- 委員**（あわはら富夫） 行き来が同じようになっているんですけど、これやっぱり住民説明会きちっと聞いてほしいなということと、それから、住民の皆さんが9月22日に、この間の経緯の説明をして、そこにも文化スポーツ局とか、それぞれ担当局が参加してほしいということで出席を求められています。私のほうも事前にそういう話もさせていただいたんですが、そのときには文化スポーツ局は管理運営する立場で、その場に臨むような立場ではないという回答いただいたんですけど、今の局長さんの回答によると、周辺とやっぱり当然関係があって、長い付き合いをしてきたと、そういう立場でもあるというのであれば、9月22日に住民の皆さんが主催している説明会にぜひとも出席をしていただきたいんですが、その辺どうでしょうか。
- 檀特文化スポーツ局局长** この件についても、建設局とお話をしておまして、工事の影響が想定される世帯には、事前にアスベスト情報を含む工事概要を記載したビラを配布して周知を図っている。適切に工事説明会を行っており、その説明会には出席して再度説明することはないというふうに聞いております。
- 主たる、今の役割分担でいくと、建設局が主たる役割を担っておりますので、建設局が出席しないところに文化スポーツ局が出席することはありません。
- 委員**（あわはら富夫） いやいや、もう今聞いてて、本当にそれでいいのかなというふうに思います。それと、今のやり取りで、本当に十分な説明がなされたのかというふうなことを考えると、神戸新聞でもかなり詳しく書いておられましたけれども、まだアスベストがどうなっていくかというのは見えない。実はこんなところにもアスベストあるんじゃないですかっていうことを、そこに参加をされた方が、かなり細かく質問された。それにほとんど答えられなくて、それが結果として、あの新聞記事の内容になってるんです。それで十分な説明がなされたというふうには到底思えないんですけど、文化スポーツ局もそこへ出席してたわけでしょう。
- 建設局のほうは十分な説明をしたんだと言ってるけれども、文化スポーツ局の方も出席されて、十分な説明が行われたというふうな感想を今でも言えますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○上田文化スポーツ局スポーツ企画課長 私もこの工事説明会に出席をさせていただきました。建設局、建築住宅局並びに施工業者のほうからアスベストに関する説明を十分させていただいたというふうに思っております。

○委員（あわはら富夫） だから、十分に説明してないから、もうああいう話になって、少なくとも水道管なり、プールに入れる管なんかのパッキングには普通にアスベスト——吹きつけのアスベストが使われてる可能性もあるというのを重々質問があつて、実はそこは調査してませんと。それには答えられませんと。一番重要な部分です、これ。アスベストのことでは。その重要な部分が答えられないっていうことで終わった説明会です。それが十分になされた説明会だというふうに思われますか。もう1回質問します。

○上田文化スポーツ局スポーツ企画課長 工事を始める前の予備調査に関しましてのアスベストに関しては、十分に説明をさせていただいたというふうに感じております。

ただ、その説明会でも説明をさせていただきましたが、今後工事を始める前に、また施工業者におきまして事前調査をさせていただくと。それに関しては、また現地での掲示なり、何らかの方法で公表させていただくという説明もさせていただきましたので、それに関しましても説明をしたというふうに理解をしております。

○委員（あわはら富夫） もうこれはやり取りしても、また同じやり取りになると思いますが、そういう姿勢で臨んでいくと、やっぱりかなり後でね、もめるということになると思います。

やっぱり、出るもの、出すものは全部出した上で、きっちり説明をして、神戸市としてはこういう考え方の下に進めてるんだという理念をきちっと言い切る議論があつてこそ説明会になる。それでも異論があつたり——議論はあると思いますよ、だけど、出すものは全て出すというのが今の民間であろうが、公共であろうが、そういう立場を貫くべきだというふうに思います。これは意見として述べておきます。やり取りしても、皆さんのほうが、かなり同じ答弁を繰り返すと思いますので、これ以上言いませんけれども。

しかし、本来やっぱり情報は全部出し切って、きちっと説明をやって、工事をやるんだったら皆さんの理念を述べたらいいんです。そういう過程が本当は大事だというふうに思うんですけども、それは非常に今の答弁は残念だということを言っておきたいと思います。

あともう1点なんです、いわゆるこども基本法とか、スポーツ基本法との関係で、この王子プールの解体撤去の見直しを求めるといふことで請願が出されております。

先ほども質問がありましたけれども、文化スポーツ局にとって、この1万2,729筆の署名というものを、文化スポーツ局としてですよ、この1万2,729筆の署名っていうのをどう受け止められますか。これちょっと局長に聞きたい。

○宮道文化スポーツ局長 御利用なさっておられる方々の署名については、数だけではなくて、それなりに私も受け止めてはおります。ただ、これまでの御議論について、私どもいろんな御意見を伺いながら適宜議会にも諮りながら進めさせていただいてございますので、大変残念ではございますけれども、私としては、このまま進めていくということ考えてございます。

○委員（あわはら富夫） 僕はやっぱり王子プールに対する期待の1万2,729筆だなというふうに思うんです。子供時代からこのプールに親しんできた。いろんな人たちの思いが、この1万2,729筆に籠もっていると。それは逆に言うと、この王子プールを運営してこられた文化スポーツ局、その前の世代も含めた皆さんの努力が、逆に言えば、これを残してほしいという声になっているというふうに、むしろ文化スポーツ局はそう考えていただきたいんですよ。先ほどからの議論で

言うと、あなた方を怒ってるんじゃないでなくて、本当は一緒になって、自分たちが一生懸命つくってきたこの王子プールがこんなに評価されてるということ、むしろ文化スポーツ局としては喜んでほしいんです。だからこそ、今回のこういう対応に対して、文化スポーツ局としての声が見えてこないんです。結局、もう今は建設局の整備本部になってますけれども、整備本部が進めていくという枠の中での話しか聞こえてなくて、皆さんの声が聞こえてこない。

むしろ、皆さんのほうが必死になって防衛をしているというね、私みたいな声に対して、何か防衛してるっていうふうな感じになって、本当は私たちとあなた方は、一緒になって、今こんなに期待感がある王子プールの機能を何とか工夫して残せないかと。ここまで進んでいる状態だけれども、何とか工夫して残せないのかっていう立場に本当は立ってほしいですが、その思いに対して、局長どうですか。

- 檀特文化スポーツ局局长** それは非常にありがたい思いだというふうには受け止めております。ただ、この王子プールをなくすことにはなるのですが、その思いを受けて、子供たちに1年を通じて楽しんでいただけるような、そういう空間に、将来に向かって発展していくような形で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。
- 委員**（あわはら富夫） だからこそ、本当は1年通してだったら、先ほどから若干声出てますけれども、温水プールにするだとか、いろんな工夫は何ぼでもできたと思うんです。今回、親水性の空間を、ここは文化スポーツ局ではないですけども、多分、建設のほうになるのかもしれませんが、親水機能を持ったものを造るから、そこで1つの代替だと言われたり、それとポートアイランドのスポーツセンター、そこで機能代替できるやろうというのがずっと答弁なんですけれども、まさか、子供が水着を着て、浮き輪を持って、ポートアイランドのプールに行けるかと。それは絶対あり得ないです。機能を十分に生かすということを考えて、一番やっぱり王子プールで期待感が強いのは、今の一言だと思うんです。水着を着て、浮輪を持って、水着を着てなくても、浮輪を持って行けるプールなんていうのは最近ほとんどないので。そこで泳ぐことの楽しさみたいなことを子供たちが味わっていただける端緒になってる、そういうプールだと思うんですけど。そういう機能が親水性のある場所で、水遊びできるところで可能だと思いますか。ちょっとお答えいただきたいと思います。
- 檀特文化スポーツ局局长** 親水性のある場所というのは、王子公園内の親水ゾーンということですね。なかなかプールみたいに泳ぐことはできないと思うのですが、ちょっと事例を申し上げますと、東遊園地で、かなり水量は少ないのですが、子供が、ちっちゃい子供が泳いでいるようなところをよく見かけます。そういうレベルであれば、可能であるかなというふうに思います。
- 委員**（あわはら富夫） ちょっと、もう言いませんわ。これ以上言うと、私も毎日前通ってるので、今、もう石が焼けて、熱湯になってますよ。だから、入るの注意してくださいと、今、立て看板がついてます、東遊園地は。だから、そういうことも含めて、やっぱり代替機能というのはやっぱり不十分なんです、結局。

そうなる、請願者が言ってるように、スポーツ基本法だとか、それからやっぱり身近な場所で、やっぱりその役割を果たすという、この2つだと思うんですけども、そういうスポーツ基本法と、こども基本法という趣旨からは、やっぱり離れてると言うしかないんじゃないかなというふうに思います。

それから、子ども居場所フォーラムのほうでも意見書があつて、ここの局の方は入っておられませんが、教育委員会と、それからこども家庭局の副局長さんも入っておられて、その意見書の

中にも、外遊びの重要性と、歩いて行ける圏内、近くの圏内でそれが保障されるということをあえて久元市長に求めるという意見書になってまして、その意見書の趣旨とも今回の問題はやっぱり離れていってしまってるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の見解は先ほど答弁ではありましたけれども、ちょっとやはり私のほうも納得できないので、その辺は、もう1回どうなんですかね。

○**檀特文化スポーツ局局长** プールという意味では、外遊びの空間ではなくなるかもしれないのですが、すけれども、スポーツの施設をなくすとは一切言っておりませんので、身近な公園で、あるいはインクルーシブな遊具などを整えて、そういったところで、年間を通じて、恐らく、子供とか、子供にかかわらず、高齢者も含めて多世代で楽しんでいただけるような空間にしていきたいというふうに思っております。

○**委員**（あわはら富夫） 時間で、これ以上質問しませんが、どこから見ても、今回の王子プールの再整備については、私は文化スポーツ局としての市民に対する役割というのを、やっぱり文化スポーツ局としてきちっと主張してほしい。その主張した内容が、残念ながら王子公園再整備の基本方針の中に、実はこう見えてこない——見えてないというところに、本当に残念な思いです。これだけ皆さんに対する期待ですよ、これは。この署名は。皆さんに対する期待というものを、本当にこの王子公園再整備基本方針の中に皆さんの声が、私は逆に生かされてないということに、本当は皆さんのほうが憤りを持つべきだというふうに思います。そう思いを込めて、これ以上質問しませんが、そういう立場に本当は立ってほしいということだけ述べておきたいと思っております。

以上。

○**副委員長**（宮田公子） ほかになければ、次に報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、文化スポーツ局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○**副委員長**（宮田公子） 次に、報告事項、「新・神戸文化ホール整備基本計画」の増補案についてに関して御質疑はございませんか。

○**委員**（朝倉えつ子） 私のほうからちょっとお聞きしたいんですけども、まず最初に分からないので教えてほしいんですけど、5月の久元市長の会見の際に、小ホールも併設をすると。練習室をかなりグレードの高いホールに近いイメージというふうにおっしゃったんですけど、これはI期の大ホールの中にある練習室ということでしょうか。

○**三宅文化スポーツ局副局長** 委員おっしゃいましたように、今大ホールが入ります雲井通5丁目の、いわゆるI期ビルですね、こちらに小ホールの機能を入れる予定となっております。

○**委員**（朝倉えつ子） 小ホールというふうに名称はないんですけども、何か、小ホールとしても使えるし、練習室としても使えるし、ホールとして使うのであれば、その設備なんかもきちっと持たせてやると、設置するというふうによろしいですか。

○**三宅文化スポーツ局副局長** こちら、当初の整備基本計画では、大練習室ということで、練習する——少し公演みたいなこともできるようなことは考えておったんですけども、その後、新2号館ですね、市役所2号館の、そこで音楽専用ホールを造るという計画を撤回しましたときに、この、今小ホールと申し上げているところに、そういった区民センター——区民ホールのような機能を付加して使っていただくような形を考えまして、具体的にはロールバックの座席を今回配置をして、活用できるようにということで、今設計をしたいと思っております。

- 委員（朝倉えつ子） もともと、今おっしゃった音楽専用ホールというのは、2号館に入れると言っていたのを、ちょっとなかなか難しいとなって、中ホールに、Ⅱ期に入れるっていう話だったんですね。だけど、今回、それじゃなくて大ホールの中で、それはやろうということだと。音楽専用ホールでもない、いろんな多面的・多目的に使えるホールみたいになるということなんでしょうか。
- 三宅文化スポーツ局副局長 失礼しました。先ほどの音楽専用ホール、これは撤回をしたときに、今回の増補させていただいております、いわゆる中ホールですね、こちらは雲井通6丁目の、いわゆるⅡ期のビルになりますけれども、この中の中ホールに音楽のできる機能も付加をするということで、令和3年8月にこの基本計画を改定をさせていただいております。
- 先ほどの小ホールとはちょっと別の内容かなというふうに考えております。
- 委員（朝倉えつ子） 分かりました。Ⅱ期の中ホールの中に音楽ホールを造る。ちょっと何か、性格が本当に変わってきて、私もちょっと理解ができないのですが。
- 三宅文化スポーツ局副局長 中ホールのほうは、もともとは演劇とかに、どちらかと言ったら向いたようなホールを造ると言っていたんですけれども、そこに音楽もできる機能を付加するというので、いろんなことに対応できる多目的ホールというふうに今回させていただくという方針を出させていただいております。
- 大ホール側の小ホールにつきましては、もともとこの計画上は多目的スペースという表現を使っておりましたけれども、今回、市長会見でそれを小ホールと呼ぶということで発表させていただいたということになります。
- 委員（朝倉えつ子） 徐々に理解ができてきましたが、もう1つお聞きしたいのは、委員会資料の中の6ページの練習室ですね、創造支援機能ということで、もともと市内管弦楽団とか混声合唱団のレジデント機能を有するということなんですけれども、旧のところでは、管弦楽団・合唱団の練習室も含めて、複数の練習室を用意するというのが、新のところを見たら、利用の目的に即した広さと有効高さを備えた練習室を複数設けるというふうになっていまして、何かちょっと、これだけ見たら、ちょっと後退してるのかなという印象を受けるのですが、楽団・合唱団の専用練習室というのは確保されないのでしょうか。
- 三宅文化スポーツ局副局長 当初の内容ですと、室内管弦楽団と混声合唱団の専用の練習室を造って、それ以外にも練習室を用意するというふうに読めるかなと思うんですけれども、今回はそういう専用ということではなくて、皆さんにも御利用いただけるものも含めて複数を御用意するというふうに書き換えているということです。
- 委員（朝倉えつ子） せっかくな、レジデント機能というふうに、やるんだというふうに書いてあるわけですから、専用で、きちんと造っていただけたらいいなというふうに思うんですけれども、そのお考えは今のところはないけれども、検討はいただけたりするわけですか。
- 宮道文化スポーツ局長 まず、3ページのところを御覧いただきたいんですけれども、私ども、今回これを見直して——増補しておりますのは、大ホールのところにとしっかりとそういうものがある程度できるということを踏まえた上での書き方を変えておるところでございますので、御理解いただければと思います。
- 委員（朝倉えつ子） 分かりました。理解いたしました。ちゃんと備えるということですね。理解をいたしました。
- そして、今後の予定なんですけれども、今後パブコメもするということなんですけど、パブコメだ

けではなくって、できれば今、文化ホールを利用されている方たち、たくさんいらっしゃるんですけども、そういう団体や利用者の方等の、例えば懇談であるとか、やっぱり生の声をきちんとつかんでいただきたいという思いがあって、こういうことは御検討いただけないでしょうか。

○三宅文化スポーツ局副局長 まず、今年の6月から9月にかけて実施いたしました新・神戸文化ホールの整備基本計画の検討委員会、こちらにつきましては、中ホールの機能を検討するという場であったことから、兵庫県音楽活動推進会議の相談役でありますとか、兵庫県の劇場協議会の代表、こういった実際にホールを使っていた方々からの意見をまずは聴取しております。

その意見としまして、例えば、舞台袖をしっかりと確保してほしいですとか、舞台と楽屋の動線、こういったものをきちんと確保してほしい。また、搬入のこととか、そういった具体的な意見をいただいたところです。

また、それ以外にでも、客席からの視認性の確保でありますとか、あとは高齢者の方にも配慮した優しい設計にしてほしいとか、そういった観客側からの御意見についてもいただいたというところです。

また、このもともとの基本計画であります大ホールを含めました全体の計画——基本計画ですね、こちらが令和2年3月に策定をしておりますけれども、それに先立ちまして平成28年度に実施をしました在り方検討という、この中でネットモニターでありますとか、それから貸館の利用者、それから来場者に対してアンケートなども実施をしております。そういった形で広く市民の方の御意見を伺って策定をしております。

さらに、平成30年から31年にかけて、基本計画の素案をつくる過程で、主な文化ホールの利用団体の方からのヒアリングというのを複数の団体に対して実施をしております。

今回、実は増補の議論をする段階で、この7月に神戸演劇鑑賞会、それと神戸に演劇専用劇場をつくる会という団体から、中ホールの機能に関しまして要望書を提出いただいております。これにつきましても、その団体の皆さんと個別に面談の機会を持ちまして、要望もお聞かせいただくなど、非常に丁寧に、我々としても対応しているというところでございます。

今後はパブリックコメントを実施して、広く御利用者の御意見をお聞きしていきますけれども、引き続き利用者とか、観客目線に立ちまして、専門人材の知見も取り入れながら、今回の増補の整備計画に基づきまして、大きな視点で中ホールの整備のほうは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（朝倉えつ子） ありがとうございます。検討していくということで、今先ほどおっしゃった演劇鑑賞会の方からの要望書をいただいて、その回答とかは出される予定なのか。そしてもう1つは、それ以外にも懇談してほしいという団体があれば、懇談いただけるということで、よろしいのかということを確認したいんですけど。

○三宅文化スポーツ局副局長 要望の回答につきましては、十分内容を精査して、必要なものについてはさせていただくということもあろうかと思っておりますけれども、もし御要望があれば、別にお持ちいただきましたら、そういったお話を聞く機会というのは持ちますし、特に我々が何か拒否をするというようなことは考えておりません。

○委員（朝倉えつ子） ぜひ、本当にいろんなリアルな声をじかにつかんでいただいて、計画にきちんと反映していただきたいというふうに思って求めました。

それと、もう1つなんですけれども、今の文化ホールについても、別途資料36ページに、当面、

中ホールが移転するまでは機能維持するという事なんですが、検討委員会の中でも、神戸市の文化の拠点が大倉山から三宮に遷都するわけではないということを示していただきたいであるとか、市民・行政関係者を交えて議論し、文化について考えなければならないという、その中で大倉山の件を検討していくのは必須事項だろうということで、いろいろ意見が出されました。この点でも文化ホールをこれまで利用している皆さんの声、ここが本当大事だなと思っているんですけども、市民の皆さん、団体の皆さんの意見をきちんとこの点でもつかんでいただきたいというふうに思うんですが、改めていかがでしょうか。

○三宅文化スポーツ局副局長 これまでもいろんな形で御意見はお聞きをしております。先ほど申し上げましたように、御要望いただきましたら、それも真摯にお話をお聞きをして、回答すべきところはさせていただくという対応を取っております。その姿勢には変わりございません。

今、大倉山の文化ホールの件につきましては、まだ現在何も検討進んでおりませんので、今後全市を挙げて、全市的な観点から検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員（朝倉えつ子） 私がお聞きしている声は、やっぱり大倉山の文化ゾーンをきちんと残してほしい。市民が交流できる空間としても残してほしい。演劇専用の劇場を残してほしいという声なんです。それで、これまでも本当にパブコメも読ませていただいたら、900人、1,000人ぐらいのキャパのホールがやっぱり望ましいという団体の方がたくさん声上がっていましたし、これまでも本当に著名な演劇——俳優さんや専門家の方からも貴重な建物だと、施設だということで、もう高い評価いただいていますので、今の文化ホールはやっぱり市民の声、きちんと聞いて、本当によく聞いて私たちは残すべきだということをお求めおきます。

○委員（あわはら富夫） ちょっと確認だけなんですけど、前々から演劇専用のホールと、それから音楽専用のホールを分けてほしいみたいな議論があって、それでいろんな議論が展開されて、結果的には、ここの市役所で予定されてたところがなくなってということで、1つにまとめられたと思うんですが、いわゆる演劇での音の響きと、音楽での音の響きってというのが全然逆、相反したり、客数の数によっても違ったりということで、1つのホールで両方の機能を持ち合わせるっていうのはかなり難しいという議論が前からあったんですけど、今回のこの施設は、それを両方可能にしよう、この中身を読むと、今度の変更過程を見ると、そのような工夫がなされているんですが、もう今やっぱりそれは両方やっても大丈夫というふうな、技術的な可能性っていうのが出て、この中でこれを担保すると、この文章は、今度の変更は担保しているというふうに見たらいいんですか。

○三宅文化スポーツ局副局長 専門家の方の御意見を伺いますと、もちろん技術の進歩ということで新しいホールですから、最新の技術を使ってということは考えておりますけれども、残響ということだけではなくて、いわゆる言葉の聞き取りやすさみたいなことが、特に演劇の場合は大事だというふうにお伺いしてまして、音楽に必要な残響と、その言葉の聞き取りやすさというのは、今の最新のホールでは両立できてますというようなこともお聞きしてしますので、1つのホールで両方が可能なものになるというふうに考えております。

○委員（あわはら富夫） だから、今回のこの文章の変更箇所っていうのを読むと、そういうことをちゃんと担保してますっていうのを我々としてはこの確認できるような内容になっているというふうに理解していいということですね。難しいことは分からないので、そういうふうなところに問題意識があるというふうに考えていいんですかね。

○宮道文化スポーツ局長 私どもとしては、様々な方の御要望を聞きながら、最新の技術をどのよ

うに活用して、最大限にできるかっていうことに腐心をしてございます。ともかく、大・中・小、合わせて、今よりもっと優れたものをできるように、しっかりとやってまいるというのが今回のこの増補案でございます。

よろしく願いいたします。

○副委員長（宮田公子） ほかになければ、次にこの際、文化スポーツ局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○副委員長（宮田公子） ほかに御発言がなければ、文化スポーツ局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後1時半より再開いたします。

（午後0時30分休憩）

（午後1時30分再開）

（港湾局）

○副委員長（宮田公子） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより港湾局関係の審査を行います。

それでは、報告事項3件について一括して、当局の報告を求めます。

局長、着席されたままでお願いします。

○長谷川港湾局長 それでは、着座にて報告3件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和5年度神戸市各会計予算繰越しのうち、港湾局関係分につきまして御説明申し上げます。

なお、説明に際しましては、100万円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

海岸保全施設整備事業7億1,000万円、神戸港高潮対策緊急事業30億5,000万円を、それぞれ工程調整のため、令和6年度に繰り越したものでございます。

4ページを御覧ください。

令和5年度神戸市空港整備事業費予算繰越明許費繰越計算書でございます。

神戸空港機能強化事業で65億1000万円を工程調整のため、令和6年度に繰り越したものでございます。

5ページを御覧ください。

令和5年度神戸市港湾事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。

港湾建設事業27億円、港湾環境整備事業35億4,400万円、埋立事業20億1,700万円、その他建設改良事業26億8,000万円、投資10億5,100万円を、それぞれ工程調整のため、令和6年度に繰り越したものでございます。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越でございます。

受託工事 4 億3,800万円、施設保繕事業7,800万円、建設改良費のその他建設改良事業400万円、投資50億400万円を、それぞれ工程調整のため、令和6年度に繰り越したものでございます。

6 ページを御覧ください。

市債権の放棄のうち、港湾局所管分につきまして御報告申し上げます。

報告に際しましては、1万円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

令和5年4月から令和6年3月に神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき、港湾事業会計において、債権放棄を行った債権は7件、2,632万円でございます。

7 ページを御覧ください。

工事請負契約の締結につきまして御報告申し上げます。

一般会計等における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約につきまして、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの期間における該当契約は、六甲アイランド地区埠頭用地造成工事(その5)、神戸空港エプロン照明灯他整備工事の2件でございます。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長(宮田公子) 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、港湾局の関係分に関して御質疑はございませんか。

○委員(のまち圭一) 今回、空港整備が多く入っているんですけども、現在の進捗、2月末完成予定というところだと思うんですけど、現在の進捗ってというのはいかがでしょうか。

○河原港湾局局长 現在の進捗状況でございます。エプロンにつきましては、今コンクリートの舗装工事を行っておりまして、おおむね予定でいきますと半分程度が完成しているという状況でございます。

また、新しいターミナル、こちらにつきましては、現在躯体の鉄骨を建てる作業は全て完了しております。外壁であったり、屋根のパネルを貼っていくという、この作業をしております。

これが済みますと、中の内装であったり設備という工事に入っていきますので、来年の3月末の完成予定でございますけれども、これには十分間に合うという工期でございます。

以上でございます。

○副委員長(宮田公子) ほかにありませんか。

(なし)

○副委員長(宮田公子) 次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、港湾局の関係分に関して御質疑はございませんか。

(なし)

○副委員長(宮田公子) 次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、港湾局の関係分に関して御質疑はございませんか。

(なし)

○副委員長(宮田公子) 次に、この際、港湾局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員(河南忠和) 手が挙がらなかったんで、ちょっと質疑させていただきます。

今回、議員の不当要求のことが新聞で報道されました。今回は、取材または情報公開請求で、この事実を知ったということで報道されていますけれども、当局の要望等に対する記録表兼報告

書を拝見しますと、当局としては、2月14日に初めて不当要求ということを確認されています。

まず第1に、この1回目の不当要求を局として認定したときに、当該議員に2月14日の要望は不当要求であるということを行わなかったのか。行わなかったと思うんですけども、なぜ行わなかったのかということをお伺いできますでしょうか。

- 小沢港湾局副局長 今、紹介がありました不当要求の件ですけれども、記録を見ますと、2月14日に不当要求があったということで、これは条例に基づく記録様式に記録をされているということとございまして、不当要求の理由は、この記載を見る限りは、この条例の、不当要求に該当する第6号のイないしウのところ丸が記載されているというところとございまして、議員に伝えなかったのかどうかというところは、ちょっと記録を見る限りは定かではございません。

以上です。

- 委員（河南忠和） ということは、このときには議員には伝えられたかどうかは定かじゃないということで、2回目の不当要求の、この記録表は長谷川局長が直接当該議員に不当要求されたということで記載がされているんですが、このときは局長はどんなふうにお感じになって、どう対応すべきと思われたんでしょうか。

- 長谷川港湾局長 当時の状況は、私だけではなく、たしか副局長も同席していたと記憶しています。

その上で、それまでに副局長に対して様々な言動があったことに対して、やり取りの中で、私に謝罪を求めるときだったと思います。

そのときは、私のほうからは、これまでいろいろと不手際があったのかどうかというものは別にしまして、謝罪をさせていただいた上で、話をさせていただいたというふうに記憶をしております。

その上で、やはり我々として一番しんどいと思っておりますのは、職員が、かなり神経的にもしんどい場面が出てきます。仕事の大半を、こういう交渉事に当てるというのは、やはり精神的にもつらいものが出てきます。その中で、これは非常につらい、組織的にもやはりしんどいものだというふうに判断をいたしましたので、そういう記載にさせていただいているというのが現状でございます。

- 委員（河南忠和） 局長から見て部下の方がしんどい思いをされてるのを見かねて、これは不当要求という記録をされたのかなと思うんですが、また謝罪も局長のほうからされたということなんですけども、謝罪をするということは、相手に対して非を認めて謝るみたいなことになると思うんですけど、一方では不当要求じゃないかという記載をされたっていうのを、この辺の相関関係というか、謝罪、逆にしなくてもよかったのかなとは思いますが、その辺のお気持ちはどういう気持ちで謝罪されたんですかね。

- 長谷川港湾局長 これは、もともと私がお場に出席することについては、副局長が実は調整をしておりました。実際、副局長には、いわゆる今の議員の方から局長の謝罪がないと駄目だと強く言われたというのがございます。ですから、私としては、まず交渉というよりも、副局長から聞いておりました話を基に、まずは謝罪をさせていただいたというものでございます。

- 委員（河南忠和） やむにやまれず、謝罪をまずされて、そこからということだったと今思ったんですけども、それが面談で行われた後、またこれ5月10日に、電話だったと思うんですけども、心的負担が非常に大きかったと思うんですけども、その辺は上席者としてどういうふうなお考えだったんでしょうか。直接はお話は受けてらっしゃらないと思いますが、部下の方がまた受けて

いらっしゃるということに対しては、どうお考えですか。

- 長谷川港湾局長 やはり、組織がきちっと、まずは機能するということが一番重要でございます。その上で、やはり議会の皆様とは、まずは信頼関係の上に様々な議論が成り立っていると思っております。

ですから、私どもも議会の方からは様々な意見をいただいて、議論する中で、学ぶこともたくさんあります。その学びを新たな施策に生かしていくと、これも非常に重要なことでございます。

その中で、やはり組織が歪んだ方向ではなくって、きちっと議論ができる状況に持っていくのが一番重要だと思っております。私どもは基本的に誠実に皆様からいただいた意見を議論をしながら、それを施策に生かしていくということを事務的に考えていく、事務局でございますので、考えていくことが重要だと思っておりますので、やはり、まずは組織がうまく機能していくと。その上で、議会の中で様々な議論をし、新たな施策を誠実に実行していくというのが私たちの役目だと考えています。

- 委員（河南忠和） ありがとうございます。この記録表を読ませていただくと、私は報告書はこの不実または虚偽の記載をしてはならないという前提がありますので、記載内容に関しては、この公文書としての内容と理解しまして、一方で議員の弁明を見て比較しますと、やはりこれはコンプライアンス上の問題がある言動をされた行為だったのかなというふうに判断します。

これはもう所感になりますけれども、しかしながら、こういった事実を見て、複数回にわたって要求を受けて、不当要求と御判断をされながら、これはイエローカードですよ、レッドカードですよ、あるいは第三者の審査会あるいは第三者の委員会等に相談するなどの行為が取られなかったのか。つまり、御本人にこれ以上言ったらもう不当要求ですよというようなやり取りっていうのはなかったのか。その辺は疑問があるんですが、そのあたりどうお考えなんでしょうか。

- 長谷川港湾局長 様々なやり取りをさせていただく中で、なかなか相手の方に直接言うのは、これは非常に勇気の要ることでございます。ですから、これを組織として言うには、それなりの覚悟が必要になってまいります。

ですから、我々といたしましては、一旦ですね、まずは今回も謝罪を私もさせていただいてるんですけども、まずは、ちょっと言い方悪いですけども、うまくこれで事業が進むのであれば、こういうやり方もいい、こういう今の意見を聞きながら進めるのもやむなしかなというところもございまして、それは非常に悩ましい問題だと思っております。

ですから、これからそういうことにならないように、やはり私といたしましても、組織を運営する——マネジメントをしていく上でも、これからそういうことに対してどういう対応をしていけばいいのかは、引き続き考えていきたいと思っております。

- 委員（河南忠和） 率直なお気持ちをお伺いできて、大変よかったですと思います。私は、県で今いろいろ騒がれてますけども、県の事例を見ても、当の御本人は、ハラスメントされたとされてる本人はうそ八百だと断じていて、一方で、された側では大きな心の痛みがあったんだろうと思います。いわゆる水かけ論になりがちだと思うんです。こういった不当要求・ハラスメント事案は、私は適切な第三者の委員会等に判断・アドバイスを求めるのも大変必要なのかなと思っております。こういったことは、また今後の教訓にしていかなくちゃいけないのかなと思ったりもしています。

また、矢面に立った担当者に対しては、上席者が報告を受けたときに、しっかり守るという体制も考えるべきだなと思っております。

前回、神戸市会で議員厚生会でハラスメントの研修会を行ったんですけども、残念ながら任意

ですので、全ての議員が受講はしてなかったと思いますが、こういった勉強会も、当局も含めて、神戸市会でも私は勉強していく、やっていかなければならないかなとは思っています。

会話の中で、職員、先ほど勇気が大変必要だった局長おっしゃいましたけども、これ以上のお申出は不当要求と判断されますよって一言もあっても私はよかったかなと、これは私の所感で思いますが、議員と当局も人間同士ですから、よい関係をつくっていくのが大前提ですが、そういったことをやっぱり重視しながらも、きちんと不当要求には毅然と、不当要求じゃないですかということも言えるような人間関係づくりを、我々も、そして当局も、お互いが考えていかなくはないことかなと思いましたので、所感とさせていただきます。

以上です。

○副委員長（宮田公子） 他に御発言がなければ、港湾局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、港湾局が退出するまでしばらくお待ち願います。

（午後1時46分休憩）

（午後1時48分再開）

○副委員長（宮田公子） それでは、これより意見決定を行います。

まず、第60号議案神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（宮田公子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第2号こども基本法、スポーツ基本法等の理念を生かす施策の実施を求める請願について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

○委員（河南忠和） 本請願は、こども基本法やスポーツ基本法、神戸の子ども居場所フォーラム意見書等の理念などを理由に、プールは残すべきとのことです。王子公園の再整備においては、体力向上につながる新たな遊具や多目的に利用できる広場などを一体的に整備することにより、1年を通じて、子供から高齢者まで、あらゆる世代の健康維持・体力向上に資する機能を充実させることにしています。

また、王子公園再整備に当たっては、これまでの繰り返しになりますが、市民や議会の意見を踏まえた基本方針（素案）の見直し、また、市民との意見交換会を重ね、令和4年12月に基本方針が策定されました。この基本方針の中に、各施設の方向性に基づき、令和6年3月に基本計画が策定され、令和6年度予算も議会で可決されております。

以上より、これまでの議論の積み重ね、またさきの理念とも反するものではないことから、本請願については不採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） 日本維新の会さん

○委員（のまち圭一） 王子公園の再整備については、王子プールについては廃止する方向性で基本計画が定められて、議会でももう承認が得られているということで、不採択。

○副委員長（宮田公子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 不採択を主張いたします。こども基本法については、全てのこどもについて

その基本的な人権が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。スポーツ基本法においては、スポーツに関する総合的かつ計画的な施策の推進によって、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成等を目指しています。

神戸の子ども居場所フォーラム意見書では、徒歩圏内にある校庭・公園・寺社の境内等を外遊びの場として活用するとあります。

このたびの王子公園再整備におけるプールについては、利用期間が2か月と限定的であったことから廃止するものの、体力向上につながる新たな遊具や、多目的に利用できる広場などを一体的に整備することにより、子供たちが年間を通して遊べる空間を確保するとしています。

これは、こども基本法、スポーツ基本法の理念及び神戸の子どもの居場所フォーラム意見書の趣旨に沿ったものと考えます。

また、王子公園の再整備に関する基本計画において、基本方針（素案）の見直しや意見聴取を重ね、公園内の施設について園内外で再整備、代替機能確保を図り、できる限り従前施設の機能を確保するとしており、その結果、プールについては廃止することとしております。

したがって、この基本計画に基づいて事業を進めていくべきであると考えことから、不採択といたします。

○副委員長（宮田公子） 日本共産党さん。

○委員（朝倉えつ子） 採択を主張いたします。スポーツ基本法は、スポーツは人がその居住する地域において、身近に親しむことができるようにしなければならないとし、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することを求めています。

神戸市は、この法の求めをしっかりと守り、請願者が求める王子公園内のスポーツ施設の解体工事計画はストップして見直しすべきだということ求めて、採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） こうべ未来さん。

○委員（木戸さだかず） 請願の趣旨は、王子プールの存続を求めるものであり、我が会派としてはこれまでも主張しているとおおり、王子プールの存続につきましては、理想・意義は理解するところではありますが、受益と負担の関係や、市全体での最適配置の観点に照らすと、存続は難しいこと。さらには、王子公園再整備基本計画に沿った本年度予算も承認しており、計画どおりに進めることに賛同する立場から、本請願につきましては、不採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） つなぐさん。

○委員（あわはら富夫） つなぐ議員団としては、請願第2号については、採択を主張したいと思います。

その理由は、請願者の言うとおおり、こども基本法の中にある、こどもにとって最善の利益が優先される、そのためにその施策を実行する責任が地方公共団体としてあるということが1つ。

それと、スポーツ基本法の中に、できるだけ身近な場所で親しめるといふところが大事だといふふうに言われてますし、また神戸市の副局長さんなんかも参加をされた子ども居場所フォーラムの意見書でも、できるだけ子供が歩いて行ける圏内にそういう場所を確保することが大切だと言われています。

実際に、王子プールを残してほしいという人たちが1万2,729筆も署名が集められています。そういう思いをちゃんと酌み取るのが文化スポーツ局の立場であろうといふふうに思います。

そういう意味で王子プールは改修をして、2か月でなく、1年間使える施設にちゃんとすることが、その思いに報いることになるんじゃないかなという立場で、採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） 上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 当局の説明を了とするとともに、議会での承認を得て進めていることから、不採択を主張します。

○副委員長（宮田公子） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○副委員長（宮田公子） 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたします。

次に、陳情第95号王子プールの建設を求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

○委員（河南忠和） 先ほどと同じ理由で不採択とさせていただきます。

○副委員長（宮田公子） 日本維新の会さん。

○委員（のまち圭一） 屋内プールは市内に幼児プールや50メートルプールを備えたポートアイランドスポーツセンターをはじめ、市内に4か所設置されています。さらに、ポートアイランドスポーツセンターの再整備においては、レーンの増設や可動床の導入などを予定し、王子公園では年間を通じて子供から高齢者まで多くの市民の健康維持や体力向上に資する機能を充実させる計画があることから、不採択とします。

○副委員長（宮田公子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 不採択を主張いたします。王子公園の再整備に関する基本計画において、基本方針（素案）の見直しや意見聴取を重ね、公園内の施設について園内外で再整備、代替機能確保を図り、できる限り従前施設の機能を確保するとしており、その結果、プールについては廃止することとしております。

したがって、王子公園内にプールを建設するのではなく、この基本計画に基づいて事業を進めていくべきであると考えますので、不採択といたします。

○副委員長（宮田公子） 日本共産党さん。

○委員（朝倉えつ子） 採択を主張します。

そもそも、市民の皆さんの声を聞かずに大学誘致ありきで進める再整備計画には反対です。

陳情者の方もおっしゃるように、プールの代替で親水広場とか、そういうことにはなりませんし、子供たちや、市民の身近な施設でスポーツをする権利を奪う、法の理念からも離れる計画を文化スポーツ局として進めることにも全く理解ができません。プールの代替ではなく、必要な改修整備はきちんと行うべきだと。王子プールの存続を求めて採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） こうべ未来さん。

○委員（木戸さだかず） 先ほどの請願の趣旨と同様のものであり、不採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） つなぐさん。

○委員（あわはら富夫） つなぐ議員団は、陳情第95号については採択を主張したいと思います。

そもそも、大学誘致ありきで、ボタンの掛け違いが、最後には玉突きになって、この王子プールの廃止まで行き着いてしまったと。むしろ、王子プールについては、リニューアルをして、もっと市民や子供たちに生かせる施設に本来はできたらというふうに思いますので、そういう立場も含めて、採択を主張したいと思います。

○副委員長（宮田公子） 上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 先ほどと同じ理由により不採択を主張します。

○副委員長（宮田公子） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○副委員長（宮田公子） 挙手少数であります。よって、本陳情は不採択とすることに決定いたします。

次に、陳情第96号王子プールの存続を求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

○委員（河南忠和） 先ほどと同じ理由で不採択です。

○副委員長（宮田公子） 日本維新の会さん。

○委員（のまち圭一） これまでの基本方針の検討に当たっては、市民等の意見を伺いながら修正素案を取りまとめて策定されました。王子プールは供用開始から60年以上が経過し、老朽化が進んでいること、夏期のみ2か月の利用であることを踏まえ、廃止する方向性を基本方針で定められ、既に議会の可決を得ていることから不採択とします。

○副委員長（宮田公子） 公明党さん。

○委員（壬生 潤） 不採択です。陳情第95号と同様の理由から、現在地でプールを存続するのではなく、王子公園の再整備に関する基本計画に基づいて、事業を進めていくべきであると考えますので、不採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） 日本共産党さん。

○委員（朝倉えつ子） 採択を主張いたします。陳情第95号と同じ意見ですが、文化スポーツ局としての姿勢にも本当に問題があるというふうに指摘をして、採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） こうべ未来さん。

○委員（木戸さだかず） 先ほどと同じ理由で、不採択を主張いたします。

○副委員長（宮田公子） つなぐさん。

○委員（あわはら富夫） つなぐ議員団は陳情第96号については、採択を主張したいと思います。

私たち会派はもともと基本計画が大学ありきであり、それが結果として王子プールの解体撤去ということになってきておりますので、そのことには反対してきたという立場も含めまして、この陳情には採択を主張したいと思います。

○副委員長（宮田公子） 上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 同様の理由で不採択です。

○副委員長（宮田公子） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお

諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

- 副委員長(宮田公子) 挙手少数であります。よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第97号王子プール解体撤去の見直しを求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

- 委員(河南忠和) 先ほどと同じ理由で不採択です。
- 副委員長(宮田公子) 日本維新の会さん。
- 委員(のまち圭一) 先ほどと同じ理由で不採択です。
- 副委員長(宮田公子) 公明党さん。
- 委員(壬生 潤) 不採択を主張いたします。

陳情第95号と同様の理由から、現在地でプールを再整備するのではなく、王子公園の再整備に関する基本計画に基づいて事業を進めていくべきであると考えますので、不採択です。

- 副委員長(宮田公子) 日本共産党さん。
- 委員(朝倉えつ子) 採択を主張いたします。第95号、そして96号と同様の意見ですけれども、やはり今からでも再整備のやり方を見直すことは十分可能ですし、プールをなくさずに、必要な改修整備はきちんと行って、市民の声をきちんと聞いた計画に見直すべきだということを求めて採択を主張いたします。
- 副委員長(宮田公子) こうべ未来さん。
- 委員(木戸さだかず) 先ほどと同じく、不採択を主張いたします。
- 副委員長(宮田公子) つなぐさん。
- 委員(あわはら富夫) つなぐ議員団は、陳情第97号については採択を主張したいと思います。

1万2,729筆の市民の署名の重みを感じていただきたいということとともに、解体撤去でも、アスベスト問題なんか出て、混乱も起こっているという状況も含めて、計画を見直して、現地に残す計画にしていきたいという立場で、採択を主張したいと思います。

- 副委員長(宮田公子) 上原みなみ委員。
- 委員(上原みなみ) 先ほどと同様の理由で不採択です。
- 副委員長(宮田公子) 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

- 副委員長(宮田公子) 挙手少数であります。よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

(午後2時3分開会)